

第3章

めざす将来像

本章では、この計画においてめざす港区の緑と水の将来像を掲げ、それを実現していくための方針、緑と水の配置方針、計画の目標を記します。



第3章

めざす将来像

1 めざす将来像

港区では、基本構想で掲げる将来像「やすらぎある世界都心・MINATO」の実現に向けて、区内で暮らし、学び、働く人々、国内外から港区を訪れる人々がやすらぐ魅力あるまちづくり、豊かな緑、うるおいのある水辺に彩られた自然と、歴史・文化や都市機能が共生した、国際都市にふさわしい風格を備えたまちづくりを進めています。そのなかで地球温暖化やヒートアイランド現象による気温上昇への対応、都市の生物多様性保全など、都市特有の環境問題に対応していくため、歴史ある緑と水を守るとともに新たな緑と水を創り出していくことが、これまで以上に重要となっています。

このようなまちを実現していくためには、区民、事業者、区の連携と協働が不可欠です。区民一人ひとりが住宅や公園など身近な場所で緑と水を育てること、事業者が緑と水の保全・創出を通じてまちづくりに貢献し、また区民の活動に協力していくこと、そして区が区民・事業者の活動の場となる緑と水の空間を充実させ、区民・事業者の取組みを支えていくことが、豊かで美しい緑と水のかがやくまちをつくる原動力となります。

区民、事業者、区が連携、協働して緑と水のかがやくまちづくりに取り組むことで、人々が快適に暮らせるまち、そのなかに鳥や昆虫をはじめとする多様な生きものがすむまちを実現するため、この計画の「めざす将来像」を次のように設定します。

めざす将来像

いのちはぐくむ 緑と水
かがやくまち みなと

- ・区民をはじめ、様々な人が協力して緑と水を守り、育てています。
- ・公園や道路、学校、住宅、オフィスなど、人々の生活空間に緑があふれ、先進的で魅力ある街並みが形成されています。
- ・まちの歴史を刻む樹林や大木が健全に守られています。
- ・夏でもまちを快適に歩くことができる木陰があり、水辺で涼しげな風を感じることができます。
- ・生きものがすむ多様な環境が保全、再生され、自然を身近に感じることができます。
- ・地下に浸透した雨水が湧水地に豊かな水をもたらし、古川、運河、海がきれいな水をたたえています。

開発地に
創出された緑子どもたちで
にぎわう公園公園の
風格ある緑豊かな緑が
連なる斜面緑地

開放感あふれる運河

2 計画の方針

この計画がめざす将来像である「いのちはぐくむ 緑と水 かがやくまち みなと」を実現するため、次の4つの方針に沿って、区民、事業者、区が協働して、受け継がれてきた緑と水を大切に守っていくとともに、新しい緑と水を創り出していきます。

方針1 みんなで緑と水を育てよう

区民や事業者をはじめ、区内で暮らし、活動する多様な人々とともに、公園や河川、運河、海辺などの水辺、道路や住宅、オフィスなど様々な場所で緑と水にふれあい、はぐくむ活動に取り組みます。そのために、緑と水への理解を深め、これを守り育てていくための行動を学び、体験する場や機会を充実させます。また、緑と水を守り、育てる活動に取り組む区民、事業者を支援していくとともに、活動を推進する人づくりを充実させます。

方針2 ゆかりの緑と水を大切にしよう

江戸時代の大名屋敷の庭園に由来する緑の空間や水辺、大きく生長した樹木や樹林などの緑と水は、かけがえのない地域共有の資産です。まちの歴史を刻む、ゆかりの緑と水を次世代に継承していくため、樹木・樹林の保全を進め、緑を大切にしていきます。

また、湧水地を保全するとともに、湧水の集水域にある緑の保全、雨水の実質浸透域の確保を通じて、健全な水循環系を保全・構築していきます。

さらに区の代表的な河川である古川、魅力あるウォーターフロントを形成する運河、台場地域の海辺など、港区らしさを象徴する水辺空間をより魅力あるものとしていくため、古川、運河の水環境の再生を進めます。

方針3 ふれあいともてなしの緑と水を創り出そう

緑と水は、港区に暮らす人々のふれあいの場であり、港区を訪れる人々をもてなす場、生きものとのふれあいの場ともなります。このような緑と水を創り出していくため、公園等の整備・再生、公共施設や学校、道路の緑化、民有地の緑化を進めます。また、古川などの水辺に親しむ空間の整備、運河などの開かれた水辺空間の景観形成や魅力の向上、運河沿いの緑地やオープンスペースを活用したにぎわいの創出を進めます。

方針4 緑と水をつなごう

生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、防災、景観形成など、緑と水がもたらす様々な機能を高めていくため、それぞれの機能の視点から拠点となる緑と水を育てていくとともに、道路や古川・運河とこれに沿った敷地が一体となって緑を創出し、緑と水のネットワークを充実させていきます。

さらに、これらを進めるために必要な緑と水、生きもの等に関する実態調査、研究、調査結果の情報発信、活用を進めていきます。

3 緑と水の配置方針

環境保全、防災、景観形成、レクリエーションに重要な役割を果たしている公園・緑地、民有地の緑を「緑の拠点」、水辺とふれあえる公園を「水の拠点」に位置づけ、保全します（24箇所）。

斜面緑地が残る地形や道路に沿って連なる緑を「緑の軸」、古川や運河の水辺を「水の軸」に位置づけ、緑と水のネットワークを創出します。

緑と水が有する都市の環境保全（ヒートアイランド現象の緩和、多様な生きものの生息環境の保全、健全な水循環系の保全・構築、大気の浄化など）、防災、景観形成、レクリエーションの機能を効果的に発揮させていくことを念頭に置き、緑と水の配置を進めます。

具体的には、まとまりのある樹林や公園緑地、水辺を、港区における緑と水の拠点に位置づけ、保全します。これにより、ヒートアイランド現象を緩和するクールスポットの形成、湧水の集水域における雨水浸透の促進、生きものがすむ場所の保全、都市の防災性の向上、緑豊かな景観の形成、区民のレクリエーションの場の確保へとつなげていきます。

また、地形的な連なりを持つ斜面緑地、多面的な機能を持つ道路とその沿道、古川や運河を緑の軸、水の軸として位置づけ、道路や河川に沿って街路樹等の樹木の育成、住宅や事業所と協力した緑化空間の設置、建物の緑化を進めます。これらの取組みによって、緑と水のネットワークを創ることで、生きものの移動経路の確保、ヒートアイランド現象の緩和、景観形成など、緑と水の持つ機能を高めていきます。

さらに、これらの拠点や軸を取り巻く公共施設や民有地が連携して小規模な緑と水の空間を保全、創出していくことで、緑と水のつながりを一層強化し、緑や水が有する機能の維持、向上を図っていきます。

（1）緑と水の拠点、軸における取組み

緑の拠点、水の拠点

配置

< 緑の拠点 >（19箇所）

- ・環境保全（ヒートアイランド現象の緩和、生きものの生息・生育環境の保全、健全な水循環系の構築）、防災、景観、レクリエーションの機能について、複数の役割を担っている公園・緑地や民有地の緑を「緑の拠点」に位置づけます。

< 水の拠点 >（5箇所）

- ・緑の拠点と同様の役割を担う緑のうち、主に親水テラスや水辺を有し、水とふれあうことのできる公園・緑地を「水の拠点」に位置づけます。

取組み

- ・緑の拠点の中でも特に規模が大きく、複数の観点から重要な役割を果たしている8箇所の公園緑地を「中心的な緑の拠点」に位置づけ、関係機関等と連携して緑の保全を進めます。

赤坂御用地、明治神宮外苑、青山霊園・都立青山公園、有栖川宮記念公園、自然教育園、都立芝公園及び区立芝公園、都立旧芝離宮恩賜庭園、都立台場公園・都立お台場海浜公園

- ・緑の拠点のうち、都市公園については、都市計画公園三田台公園における優先整備区域²⁷の整備促進、田町駅東口北地区のまちづくりに合わせた都市計画公園芝浦公園の移転・拡充整備を進めます。
- ・緑の拠点、水の拠点の多くを占める既存の公園において、緑と水の質を向上させるため、適切な維持管理に取り組みます。また、民有地の緑については所有者、管理者と連携して、緑の保全や適切な維持管理が行われるよう努めていきます。
- ・拠点の周辺においても、拠点の持つ機能をより高めていくため、樹木の保全、公共施設や民有地における緑化を進めます。

地形を生かした緑の軸

配置

- ・環境保全（ヒートアイランド現象の緩和、生きものの生息・生育環境の保全、健全な水循環系の構築）、景観形成の視点から重要な役割を担う、斜面の緑を「地形を生かした緑の軸」に位置づけます。

取組み

- ・地形的な連なりを持ち、多面的な機能を有する斜面緑地の保全に努めます。また、斜面緑地の周辺において緑の保全、創出を進めることで、斜面緑地の緑の連なりを拡充し、その機能を高めていきます。

道路を生かした緑の軸

配置

- ・環境保全、防災、景観、レクリエーションの観点から重要な役割を果たす道路とその沿道を「緑の軸」に位置づけます。

取組み

- ・街路樹の育成等による道路の緑化、沿道と連携した緑化を推進し、厚みと広がりのある緑を形成します。
- ・特に夏期にヒートアイランド現象の影響による高温化の著しい地域を中心に、夏でも快適に歩ける歩行空間を形成していくため、街路樹の育成や公共、民間施設の敷地緑化などによって連続性のある緑陰を生み出します。
- ・夏期日中に港区の上空を吹く海からの風を阻害しないよう、海風の方向に沿った幹線道路の沿線などにおいて、建物の配置などに配慮した都市構造を誘導していきます。また、地表付近において、海からの風や台地の谷や尾根の地形を伝う空気の流れを市街地に取り込んでいくため、街路樹や沿道の緑化、連続したオープンスペースの設置を進め、風の通り道となる緑の軸を形成します。

²⁷ 優先整備区域：都市計画法第11条の都市施設の「公園」として都市計画決定され公園（都市計画公園）の区域のうち、財政状況等を見据えて、平成27（2015）年までに優先的に整備に着手する予定の区域。

水の軸

配置

- ・環境保全（生きものの生息・生育）、景観形成、レクリエーションの機能を担っていくべき古川の沿川、臨海部の緑の拠点、水の拠点を結ぶ運河沿いの一帯を水の軸に位置づけます。

取組み

- ・古川における水量の確保、古川及び運河の水質の改善、水辺の公園緑地の連続化や良好な水辺景観の形成などを進め、人々にとって親しみやすく、生きものの生息・生育の場にも配慮した水辺づくりに取り組みます。

（２）区全域にわたる取組み

- ・緑豊かなまちをつかっていくため、区は公園緑地の整備・再生、街路樹をはじめとする道路の緑の育成、公共施設の緑化を進めます。
- ・区民、事業者と連携、協働して緑豊かなまちをつかっていくため、商業・業務地における開発事業、住宅の建替え等に際して、既存の樹木や樹林の保全、地上部の緑化を区民、事業者働きかけていきます。また、新たに設けられる公開空地等のオープンスペースが、既存の緑、オープンスペースと連続性のある空間となるよう事業者への働きかけを行います。特に緑が少なく建物の敷地が小規模な商業・業務地域では、区民、事業者による接道部の緑化、建物の屋上や壁面の緑化を推進します。また、臨海部の流通施設（倉庫など）において、事業者による樹木の育成、敷地の接道部の緑化などを進めます。
- ・区民が身近に緑と水にふれあえる場を増やしていくため、寺社、大学、ホテル、美術館、大使館などが持つ緑の公開を所有者や管理者へ働きかけていきます。
- ・健全な水循環系を保全・構築し、湧水の保全、都市型水害への対策を進めていくため、洪積台地上を中心とした樹林地、草地の適切な管理による土壌からの雨水浸透の確保、区全域における公園・道路等への透水性舗装、雨水浸透ます等の整備、建物敷地への雨水浸透施設の設置などにより、雨水の地下浸透を促進します。湧水の集水域については、雨水地下浸透の取組みを重点的に進めます。
- ・文化財建造物、都選定歴史的建造物や寺社が集積する地域において、建造物等と一体となった景観を形成する、敷地や背景の緑の保全及び創出に取り組みます。

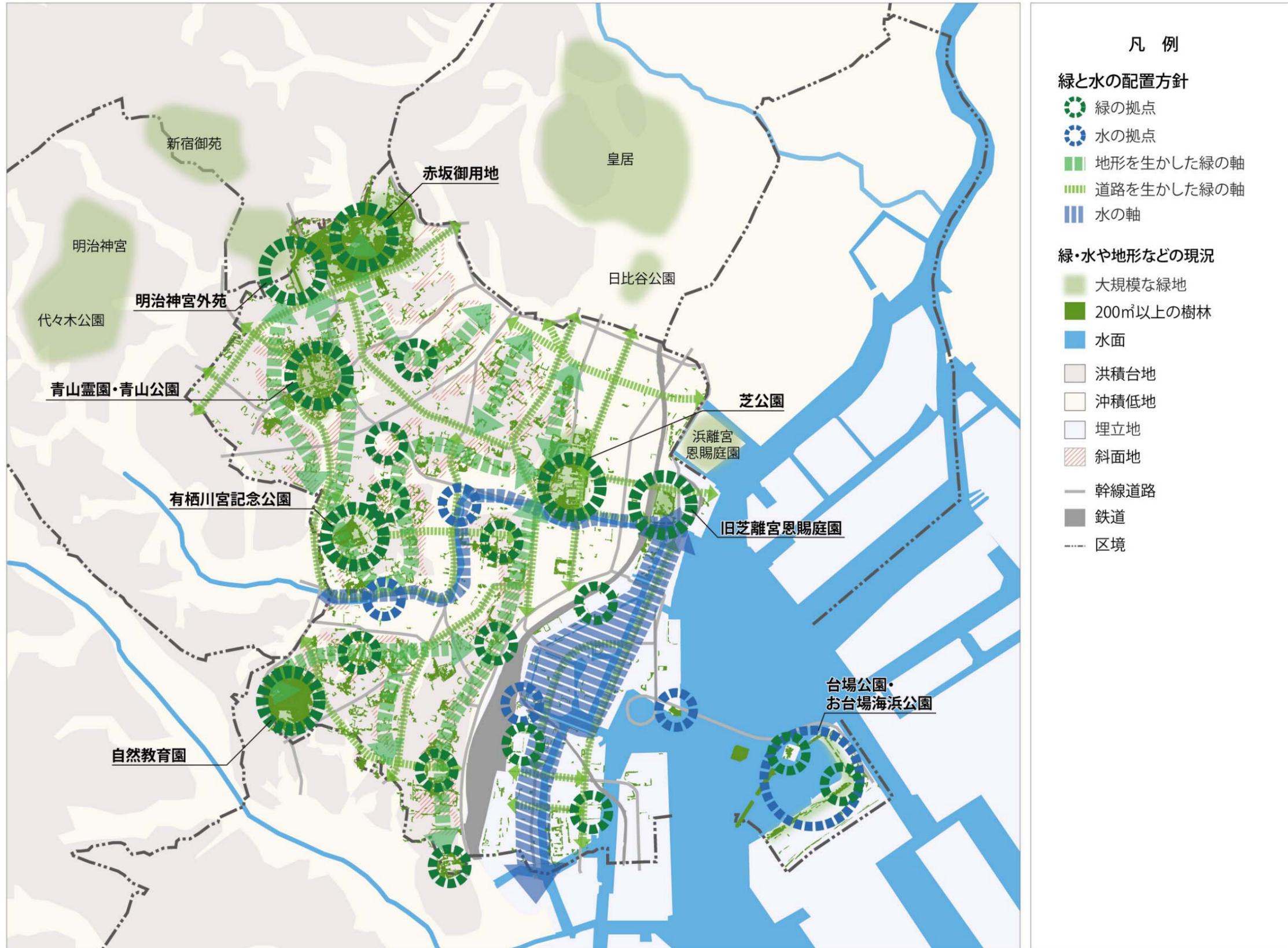


図3-1 緑と水の配置方針

4 計画の目標

めざす将来像の実現に向けて、緑と水の保全と創出を通じて量を確保していくとともに、その質を高めていくことが大切です。そこで、この計画では、取組みの進捗を緑と水の量に着目して総合的に把握する「総量目標」と、めざす将来像の6つの方向性に沿って本計画の期間に緑と水の質を高めていくことを目的とした「成果目標」の2種の目標を設定します。

このうち総量目標は、都市緑地法第4条第2項に示された緑の基本計画に必ず定める事項である緑地の保全及び緑化の目標に該当するものとして、緑被率、公園・緑地の総面積（及び区民一人あたりの公園・緑地面積）を目標指標とします。緑被率は、この計画の進捗を総合的に把握する基本となる目標です。これに対し公園・緑地の総面積は、区が公園・緑地の確保、公園・緑地を通じて緑被率の向上に寄与していくための目標として、緑被率と併せて総量目標に位置づけました。緑被率及び公園・緑地の総面積の増加を進めることによって、「港区緑と水に関する基本方針」に掲げる、みどり率の目標も実現されます。

成果目標については、計画期間に緑と水の質を高めるため特に重視する事項を定性的に示すものであり、目標ごとに進捗を点検するための参考指標を設定しました。

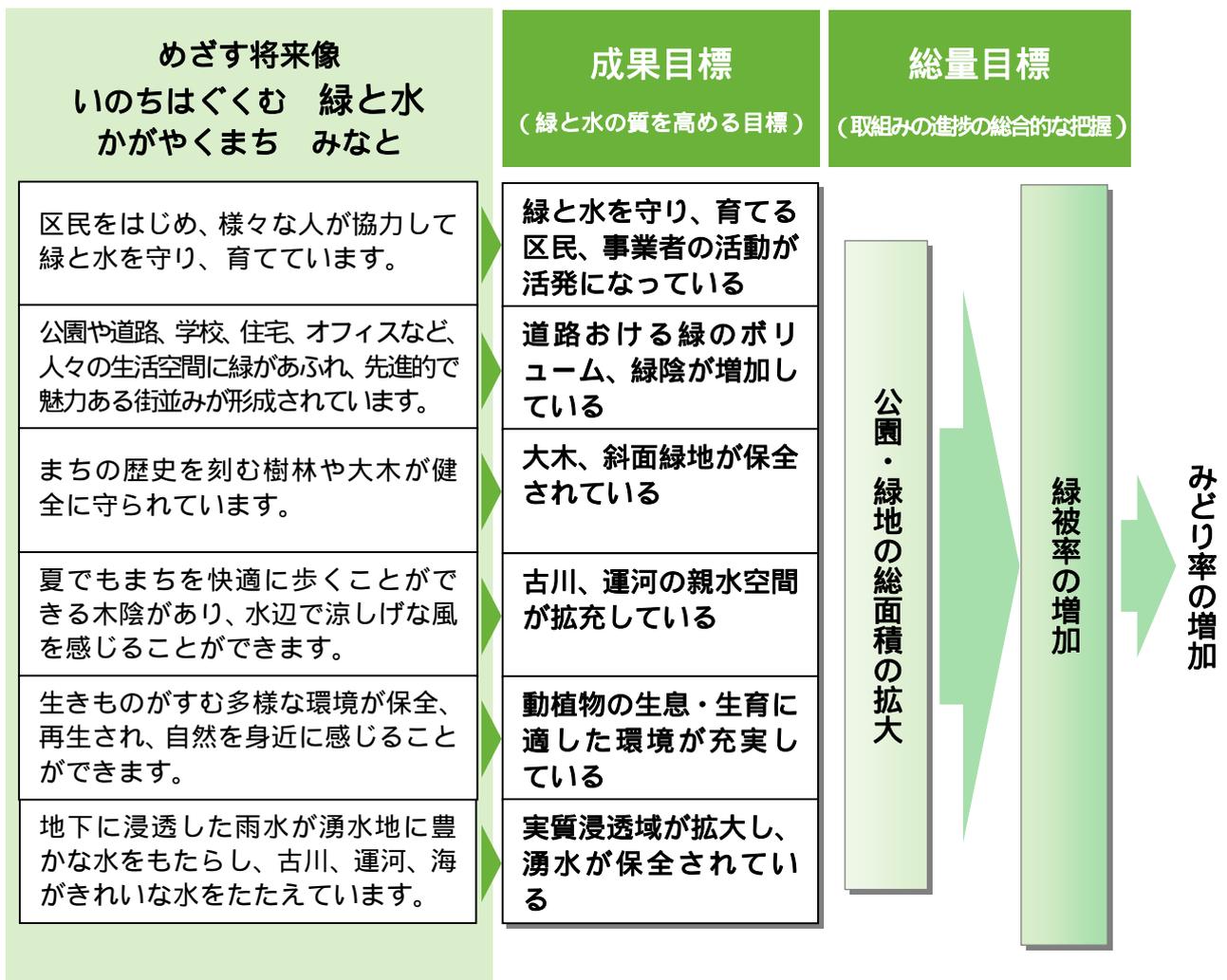


図3-2 計画の目標

(1) 総量目標

長期的な視野に立って、緑と水の保全・創出を総合的に推進していくため、この計画の期間内の目標と、21世紀半ばを見据えた長期目標の2つの目標を設定します。

緑被率に関する目標

計画期間目標：平成32年度までに緑被率24%
長期目標：21世紀半ばまでに緑被率30%

緑被率は、港区を上空から見たときに、樹木や草に覆われた場所の面積が区の総面積に占める割合を表す指標です。緑被率が高まることにより、ヒートアイランド現象の緩和と夏の屋外環境の快適性向上、市街地にすむ鳥の個体数の増加、まちで暮らす人々のやすらぎ感の増加など、様々な効果をもたらされます。

緑によって人も生きものも暮らしやすいまちをつくっていくため、計画期間目標は、「港区緑と水に関する基本方針」の目標を踏まえ、緑被率24%をめざします。そのうえで、長期の目標として国が目標とする市街地の3割の緑化、すなわち緑被率30%をめざします。

目標の達成に向け、区は、大木や樹林、斜面緑地の保全、区有施設の緑化、公園整備、街路樹の育成等を進めるとともに、区民や事業者による住宅やビルの敷地、建物の緑化を推進するなど、緑と水に関する施策を総合的に推進します。

緑の豊かさは、上空から見て緑に覆われた場所を増やすだけで達成されるものではありません。建築物等の構造物が多い港区では地上で緑化できる場所が限られており、今後、建物を活用した屋上緑化や壁面緑化を増やしていく必要があります。このため、今ある緑の保全に努めるとともに、街路樹の育成、壁面緑化や緑のカーテンの設置など、人々の目に映る緑を増やす取組みを進め、緑の豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

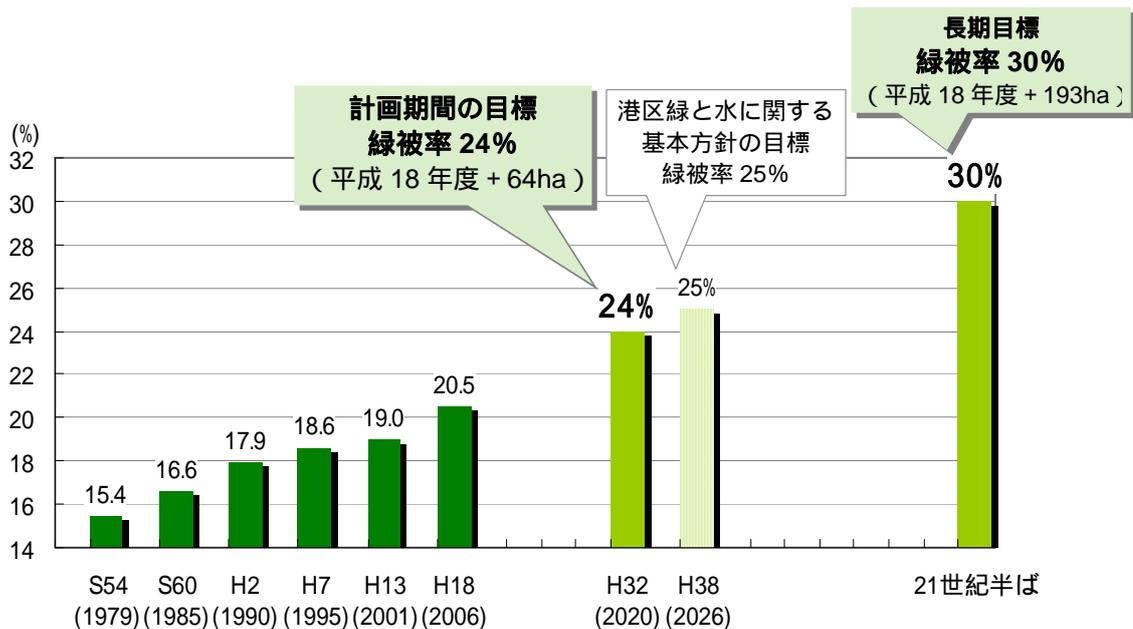


図3-3 緑被率の推移と目標

S54～H18の緑被率の出典：港区みどりの実態調査（第5次・第6次・第7次）

緑と水の 小径

「緑の豊かさ」を考える(2)

「緑豊かなまち」をつくっていくために、目に映る緑を増やすことの大切さを「【緑と水の小径】『緑の豊かさ』を考える(1)」(p.16)で述べました。

しかし、住宅や小さなビルが密集する地域では、敷地が小さく、屋外に緑を育てる場所が十分確保できないことがあります。また、商業地域の中には、敷地の立地、建物の構造などが特定の条件を満たすと敷地のほぼすべてを使って建物を建てられる地域もあります。そのようなときに、屋上緑化や壁面緑化は、緑を増やす有効な手段となります。

屋上緑化や壁面緑化は、ヒートアイランド対策にも効果があります。建物をつくるコンクリートは、日光を浴びて熱を蓄えます。この熱が夜間放出されることで、気温が下がりにくくなるのが、ヒートアイランド現象の原因の一つになっています。屋上緑化や壁面緑化は、建物への直射日光を防ぎ、コンクリートの蓄熱を防ぐ効果があります。また、建物が温まりにくくなることで室温の上昇が抑えられます。その結果、冷房使用が抑制されて省エネルギーにもつながります。さらに、屋上緑化は、トンボやチョウなどの生きものがすむ空間にもなります。

だからといって、屋上にばかり緑があるまちになってしまったら、果たしてわたしたちは港区を緑豊かなまちと感じるでしょうか。

港区を緑の豊かさを感じられる、住みやすいまちにしていくためには、地上にいる人々の目に映る緑や、街路樹などの緑のボリュームを増やすことを重視しながら、屋上緑化や壁面緑化をはじめ様々な緑の長所を生かして、多様な方法で緑を育てていくことが大切なのです。



様々な緑化の例

- 左上：芝公園三丁目
- 右上：南麻布三丁目
- 右下：赤坂五丁目

公園・緑地に関する目標

計画期間目標：平成32年度までに公園・緑地総面積106ha
長期目標：21世紀半ばまでに公園・緑地総面積150ha

公園・緑地の総面積の算出対象：区立公園、区立児童遊園、区立緑地
 都立公園、都立海上公園
 国の公園等（明治神宮外苑、自然教育園）

市街化が進んだ港区において、公園・緑地は区民が緑と水に身近にふれあうことができる憩い、レクリエーションの場であり、都市の環境改善や生きものの生息・生育、防災、緑豊かな街並みの形成など、様々な役割を担う重要な緑と水の拠点です。

区はこれまでに、21世紀初頭の目標として区民一人あたりの公園・緑地面積7㎡を掲げ、開発事業などのまちづくりや東京都による都立公園の整備等と連携しながら、公園・緑地の充実に努めてきました。区内の公園・緑地の総面積（平成22年4月1日現在）は102haとなり、平成10年度から12.6ha増加しました。このうち12.4haが区立公園、区立児童遊園、区立緑地の増加によります。しかし、予測を上回る人口の増加から、区民一人あたりの公園・緑地面積は、5.9㎡（平成10年度）から5.0㎡（平成22年度）に低下しています。さらに、140箇所以上に及ぶ区立の公園・緑地を、変化する社会、区民のニーズに合わせて活用、再生し、よりよいものにしていくことも大きな課題となっています。

このため、計画期間内については、区民、事業者と連携、協働して公園・緑地をまちのにぎわいを生み出す拠点として活用したり、区民の生活スタイルに合わせ公園等の再生を進めるなど、既存の公園・緑地の質を高める取組みを推進しつつ、区立公園・区立児童遊園・区立緑地の整備（約4ha）を着実に進め、総面積106haをめざします。

そのうえで、長期目標として未開設の都市計画公園の整備促進などによって21世紀半ばまでに公園・緑地の総面積150ha（区民一人あたり7㎡）をめざします。

表3-1 公園・緑地の総面積に関する目標

指標	現状 (平成22年4月1日時点)	計画期間目標 (～平成32年)	長期目標 (21世紀半ば)
公園・緑地の 総面積	102ha	106ha (区立の公園等+4ha)	150ha

(2) 成果目標

成果目標は、この計画に基づき施策を進めることで、緑と水の質をどのような状態に高めていくかを示すものであり、めざす将来像の項目ごとに目標を設定しました。

参考指標は、成果目標の達成状況を把握する目安となるものです。参考指標のうち、計画期間末の水準を数量的に示せる項目は数値で示し、そのほかは方向性を定性的に示しています。

表3-2 成果目標

めざす将来像	成果目標	参考指標		
		項目	現況値	計画期間末
区民をはじめ、様々な人が協力して緑と水を守り、育てています。	緑と水を守り、育てる区民、事業者の活動が活発になっている	みどりの活動員数	- (平成22年度活動開始)	増加
		アドプト・プログラム参加団体数	79団体 (平成22年度)	+25団体
公園や道路、学校、住宅、オフィスなど、人々の生活空間に緑があふれ、先進的で魅力ある街並みが形成されています。	道路における緑のボリューム、緑陰が増加している	道路の緑被率	11.4% (平成18年度)	増加
		街路樹 本数 樹高3m以上	約12,000本 (平成22年度)	増加
まちの歴史を刻む樹林や大木が健全に守られています。	大木、斜面緑地が保全されている	保護樹木の本数	630本 (平成21年度末)	+5%
		保護樹林の面積	107,758㎡ (平成21年度末)	拡大
夏でもまちを快適に歩くことができる木陰があり、水辺で涼しげな風を感じることができます。	古川、運河の親水空間が充実している	水辺の散歩道の総延長	7.5km	+22%
生きものがすむ多様な環境が保全、再生され、自然を身近に感じることができます。	動植物の生息・生育に適した環境が充実している	港区生物多様性地域戦略策定時に指標種等を検討		
地下に浸透した雨水が湧水地に豊かな水をもたらし、古川、運河、海がきれいな水をたたえています。	実質浸透域が拡大し、湧水が保全されている	雨水の実質浸透域率 ^{注1}	(参考値) 浸透域率 ^{注2} 約24.6% (平成18年度)	実質浸透域率 28%

注1) 実質浸透域率(%) = (港区の総面積 - 雨水が浸透施設に集水される区域の面積を除いた構造物被覆地面積) ÷ 港区の総面積

注2) 浸透域率(%) = (港区の総面積 - 構造物被覆地面積) ÷ 港区の総面積



第4章

将来像実現に向けた施策

本章では、めざす将来像「いのちはぐくむ 緑と水 がやくまち みなと」の実現に向けた、6つの重点的な取組みと、45の施策を記します。重点的な取組みと施策は、都市緑地法に基づく緑の基本計画に定める「緑の保全及び緑化の推進のための施策」にあたるものです。

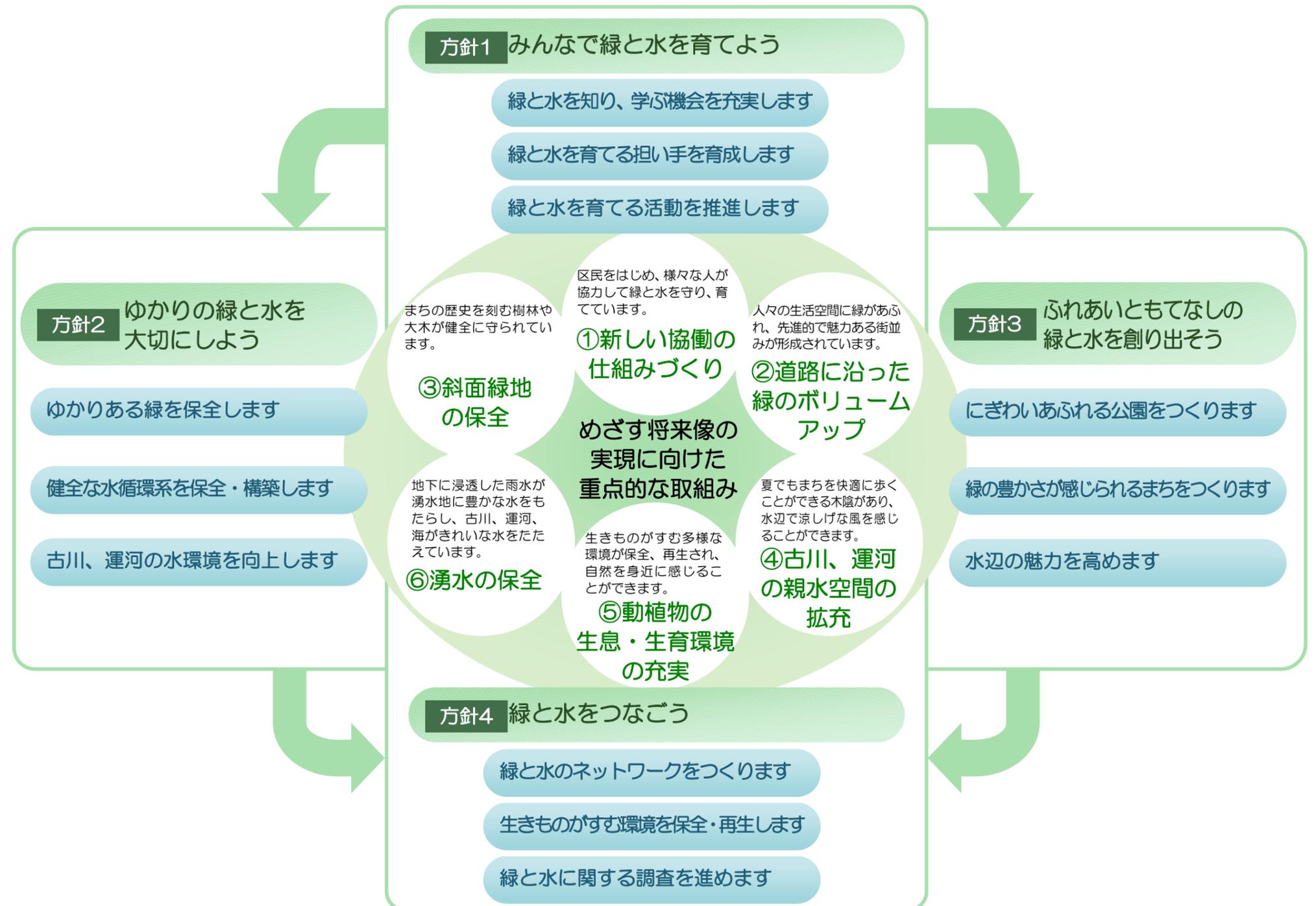


第4章 将来像実現に向けた施策

1 施策の体系

施策の展開にあたっては、「みんなで緑と水を育てる」、すなわち区民、事業者が住宅や事業所において緑と水を守り育てていくこと、その活動を区が支援していくことが基本となります。そのうえで、ゆかりの緑と水を大切にし、ふれあいともてなしの緑と水の創出が進み、さらに緑と水をつないでいくことで、この計画がめざす将来像が実現します。

また、この計画では、めざす将来像のイメージを示す6項目に特に深く関わる取組みを「重点的な取組み」に位置づけ、推進していきます。



2 重点的な取組み

重点的な取組み 新しい協働の仕組みづくり

区民、事業者をはじめ、NPO、公益法人など多様な主体が連携、協働して、主体的、創造的に緑と水を守り、育てる活動の場を創り出し、その活動への支援を充実させていきます。

港区を緑豊かなまちにしていくためには、区民、事業者が住宅や事業所を緑化したり、公園や道路などの緑の維持管理に関わるなど、区民、事業者の行動、区との連携、協働が重要です。

港区における区民、事業者との連携、協働は、主にアドプト・プログラムを中心に区と区民、区と事業者の間で進められてきました。

近年では、企業の社会貢献活動やNPOの活動の活発化などを背景に、緑と水の保全・創出の分野でも、区民と事業者、事業者とNPOなど、様々な形の連携、協働が行われています。例えば、公園の花壇づくりに取り組む区民を事業者が支援する、企業の敷地で区民参加の環境学習会を開催する、区民の緑化活動をNPOや公益法人が技術的に支援する、といった取組みがあります。

このように多様な主体が主体的、創造的に緑と水の保全・創出に取り組んでいけるよう、区は、区民、事業者、NPO、公益法人など多様な主体が連携、協働する場を創出していきます。また、多様な主体による緑と水の保全・創出活動を支援していくため、財政的支援の充実や都の施策の活用などを進めます。

関連する施策： 施策(1)-3-4 事業者、NPO、公益法人等との協働
 施策(1)-3-5 緑と水を守り育てる活動への財政的支援の充実
 施策(3)-1-2 区民、事業者と連携、協働した公園のにぎわい創出



重点的な取り組み 道路に沿った緑のボリュームアップ

街路樹をのびのびと育てるとともに、区民、事業者と連携、協働して沿道の敷地や建物に花や緑を増やし、緑の豊かさが実感できるまちをつくります。

区内に住み、働く人、区を訪れる人が、緑の豊かさを感じられるまちをつかっていくためには、地上を通行する人々の目に映る緑を増やしていくこと、とりわけ道路に沿って緑を充実させていくことが大切です。

そのために、区は、街路樹を植栽する際には、道路の幅員や沿道の街並みとの調和に配慮した樹種を選び、のびのびとボリューム感のある街路樹に育てていきます。国道や都道を管理する国や都にも、街路樹のボリュームアップへの協力を要請していきます。

また、道路に接する敷地においても連続した緑を創出していくため、公開空地などのオープンスペースの連続化、緑陰を形成する樹冠の大きな高木の植栽、大木の育成、生垣の設置や壁面緑化などを区民、事業者に要請していきます。

- 関連する施策：**
- 施策（３）-２-２ 街路樹の育成、緑量の確保
 - 施策（３）-２-５ 都市計画諸制度、緑化計画書制度を活用した環境に配慮した緑と水の創出
 - 施策（４）-１-１ 緑と水を生かした風の通り道、快適な歩行環境（緑陰）の創出



重点的な取組み 斜面緑地の保全

区民、事業者と協力して、港区の緑の骨格を形づくる斜面緑地の豊かな緑、大木を守るとともに、景観資源として生かしていきます。

区内には洪積台地と低地の境にある斜面上の樹林（斜面緑地）が区の緑の骨格を形づくっており、生きものの生息・生育環境の保全、連続した緑による良好な景観の形成、湧水の涵養など、様々な機能を担っています。しかし、近年、開発事業や建物の建替えなどに際して、樹木が伐採されたり、斜面が造成されたりすることで、斜面緑地は減少しています。また、斜面の前面に建物が建つことによって、斜面緑地の豊かな緑が区民の目に触れにくい存在となりつつあります。

このため、斜面地の大木や樹林について、保護樹木・保護樹林への指定を重点的に進めます。また、斜面地を含む敷地で開発事業や建物の建替えなどが行われる際には、既存の樹木の保全や緑と水の質の保全・向上に取り組みます。さらに、景観計画を通じた規制誘導と連携して、斜面緑地そのものを保全するとともに、斜面緑地が人々の目に触れるような景観形成を進めます。

関連する施策： 施策（2）-1-1 小規模緑地・大木の保全
 施策（2）-1-2 保護樹木・保護樹林の指定強化
 施策（2）-1-3 緑化計画書制度を通じた緑と水の質の保全・向上
 施策（3）-2-6 景観形成特別地区における緑と水を生かした景観づくり



重点的な取り組み 古川、運河の親水空間の拡充

港区を象徴する水辺である古川、運河を、区民や関係機関と協力して、生きものがすみ、区民が親しみをもって接することができる水辺へと再生していきます。

古川と運河は、港区を象徴する水辺です。しかし、水質の問題、コンクリートで覆われた護岸などによって、長い間必ずしも区民が親しめる水辺ではありませんでした。近年、水質の改善、親水空間の整備が進んできましたが、港区を象徴する水辺としてさらに改善を進めていくことに区民も高い関心を寄せています。

古川については、古川を管理する東京都と、流域の住民や市民団体、関係自治体が渋谷川・古川流域連絡会を設置し、人々から愛される川づくりを検討してきました。こうした場を通じて、地域の意見をいただきながら、東京都や関係機関と協力して、水質改善、親水空間の拡充など、総合的な水環境の向上を進めます。

運河については、運河に沿って散策を楽しめる「水辺の散歩道」として、運河沿緑地の整備、橋の部分で分断されている運河沿緑地をつなぐデッキ等の整備を進め、親水空間のネットワークを充実させます。また、アドプト・プログラムを通じて区民や事業者が運河沿緑地で花を育てる取り組みを進めるなど、区民が緑と水に親しむ場としての活用を進めます。さらに、水辺の散歩道や護岸の緑化、生きものの生息・生育に配慮した護岸整備を東京都と協力して進めます。

関連する施策： 施策(2)-3-1 古川の水質、水環境の向上
施策(3)-3-2 運河・海辺の空間活用の推進
施策(4)-1-2 水辺の散歩道の整備
施策(4)-2-2 水辺の生物生息環境の再生



重点的な取組み 動植物の生息・生育環境の充実

区民、事業者と協力して、生きものがすめる緑の空間や水辺を増やし、多様な生きものが身近にすむまちをつくります。

都心の港区にも、2,000種以上の多様な生きものが生息・生育しています。

生きものとその生息・生育環境を保全、再生していくためには、港区にどのような生きものがいるかを区民自身が調べ、知ることが大切です。そこで、区民が住宅のまわりや身近な公園、学校、水辺などで生きものについて調べたり、学んだりする機会を増やしていきます。

区全体で樹林や草地、水辺など多様な環境を保全・創出していくため、公園の整備や再生、古川や運河の水環境の再生を通じて、ビオトープ²⁸づくりや生物の生息に配慮した施設整備を推進します。また、民有地の緑化に際しても、生きものが利用できる緑と水の環境を守り、育てていくため、既存の樹木・樹林の保全や在来種の活用などを区民、事業者に働きかけていきます。さらに、動植物の生息・生育環境の充実に関する取組みを総合的に進めていくための指針となる計画を新たに策定します。

関連する施策： 施策(1)-1-3 区民協働の緑と水のモニタリング
 施策(4)-2-2 水辺の生物生息環境の再生
 施策(4)-2-3 公園・緑地の維持管理における生きものへの配慮
 施策(4)-2-4 港区生物多様性地域戦略の策定



²⁸ **ビオトープ**：「生物」を意味する「bio」と「場所」を意味する「topos」の合成語で、「あるまとまりをもった生きものの生息・生育空間」を表す。動植物が生きていける環境としての一定の範囲を示す。

重点的な取り組み 湧水の保全

区民、事業者と協力して、雨水の地下浸透、湧水の集水域にある樹林の保全を進め、豊かな水をたたえ、多様な生きものがすむ湧水地を保全、再生します。

湧水は、地上に降った雨が地下にしみ込み、地下を流れて、湧水として地上に湧き出し、川や海へ流れていく水循環系が健全な状態で保たれていることを示す存在です。また、湧水はかつて、寺社や大名屋敷の庭園の池泉に利用され美しい景観を形成したり、魚や昆虫をはじめとする様々な生きものが生息・生育する環境を創出する存在でした。

しかし、コンクリートやアスファルトで覆われた場所が増え、雨水が地下にしみこみにくくなったことなどを背景に、区内で記録が確認されている湧水地28箇所のうち、今も自然の状態の水が湧き出る湧水地は19箇所にすぎません（平成18年度調査）。

湧水を保全するため、水が流れ出る湧水地そのものの保全を進めます。また、地下にしみ込む水の量を増やしていくため、集水域の樹林の保全、屋根や舗装の上に降った雨を集めて地下にしみ込ませる雨水浸透施設の設置を促進します。さらに、より具体的な対策を進めていくため、湧水の流量の把握、実質浸透域の計測など、湧水に関わる調査を進めます。これらを通じて、豊かな水をたたえ、多様な生きものがすむ湧水地を保全、再生していきます。

関連する施策： 施策（2）-2-1 湧水地の保全
施策（2）-2-2 雨水浸透施設の設置促進
施策（4）-3-2 湧水に関する調査



3 各施策の内容

「第3章 2計画の方針」に示した4つの方針に沿って、区が進める施策について、施策の項目ごとに現在の課題と今後の取組みを示します。また、各施策の今後の進め方を次の3つに区分し、推進に努めます。

<進め方の区分>

- 新規 : 新しい取組みとして、今後実現に向けた検討を進め、実施する施策
 継続 : すでに取り組みしており、今後も継続して取り組む施策
 継続(拡充) : すでに取り組みしている施策をさらに拡充する施策

(1) みんなで緑と水を育てよう

(1)-1 緑と水を知り、学ぶ機会を充実します

緑と水を守り、育てる行動に対する区民、事業者の意識を高めていくには、港区の緑と水の存在、これらがもたらす様々な効果への気づきを促し、理解を深めていくことが大切です。

このため、緑と水に関する普及啓発や環境学習、区民による緑と水の調査など、緑と水を知り、学ぶ機会を充実させていきます。

(1)-1-1

緑と水に関する普及・啓発

継続

[課題]

区民、事業者の主体的な取組みを促進していくために、身近にある緑と水の大切さ、緑と水を守り、育てる方法などを、広く区民、事業者と共有していくことが必要です。

取組み

- ・ 緑と水の役割に対する区民の理解を高め、緑と水の保全・創出に向けた区民の取組みを促進していくため、植木市の開催、区のイベント等における園芸講座の開催、広報やホームページを通じた緑と水に関する情報発信などを進めます。
- ・ 区民が緑とふれあう機会を増やしていくため、区有施設の敷地を活用した区民協働の緑の育成(緑のカーテンの育成や草花・野菜の栽培など)、花や収穫など緑を楽しみ味わうイベント開催等を進めます。



園芸講座

【課題】

区内の自然環境を区民が知る機会が、必ずしも十分ではなく、都心部でも自然とふれあえる場や機会を充実させていくことが必要です。また、学校の環境学習の一環として生きもの等についての学習や、ビオトープの維持を進めていくために、専門知識を持った人材の支援が必要とされています。

取組み

- ・子どもをはじめ、幅広い年代を対象に環境学習の機会を提供していくため、教育委員会と連携した小中学校における環境学習を拡充します（小・中学校の環境に関する自主研究、学校内ビオトープの維持管理支援、小学校における生きもの学習の支援など）
- ・みなと区民の森、お台場・運河・古川等の水辺など、区内外の自然を活用した環境学習を進めます。



お台場干潟環境学習



お台場海苔づくり



タンポポ出前講座

(1)-1-3

区民協働の緑と水のモニタリング

新規・重点

【課題】

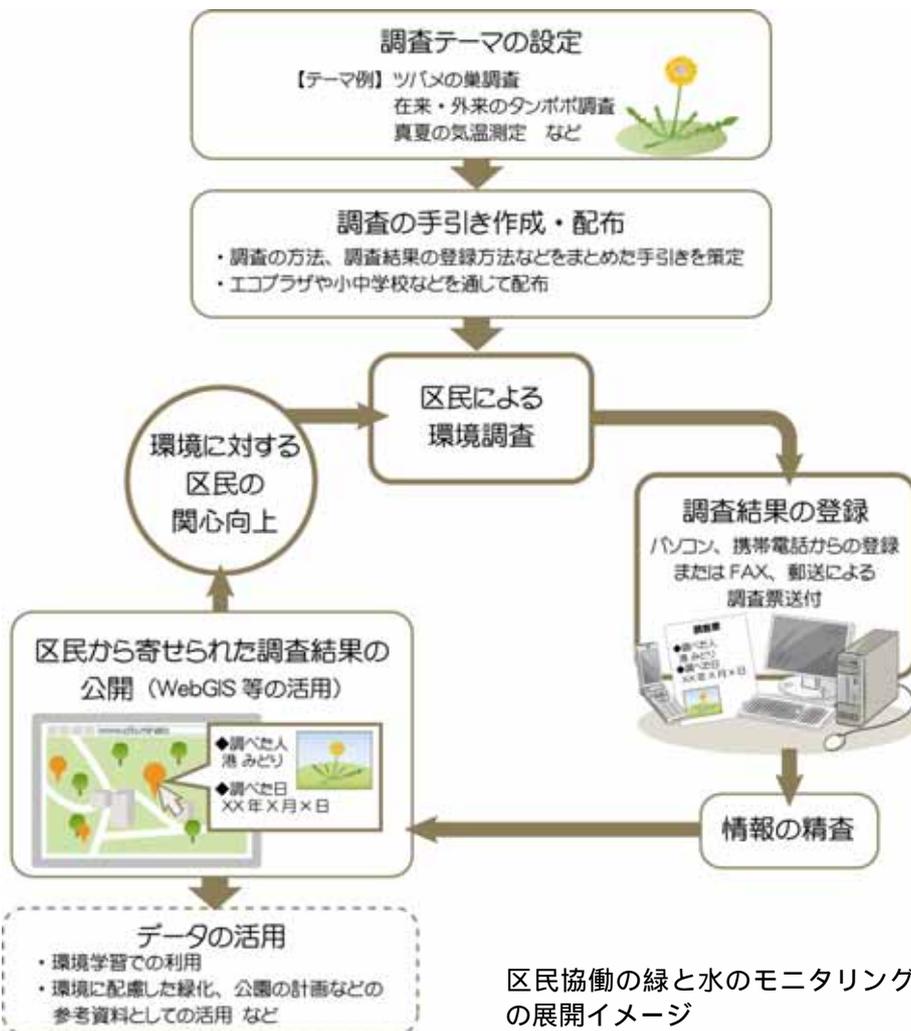
区が実施する生物調査などに、区民が主体的に参加する機会が不足しています。区民が区の緑と水を知り、大切にすることへの気づきを促す啓発の目的からも、区民が参加できる手段・機会の拡充が必要です。

取組み

- ・区民一人ひとりが身近な場所で区の緑や水について調べ、情報を共有することを通じて、緑と水の大切さに対する理解を深められるよう、公園や学校を拠点とした生きもの調査や気温測定など区民協働の環境調査を進めます。
- ・インターネット(WebGIS等)を活用して、調査に参加した区民が継続的に調べた情報を登録し、集まった様々な情報を見ることができる仕組みづくりを進めます。



生物現況調査の一環で実施した区民協働調査



(1)-2 緑と水を育てる担い手を育成します

緑と水を守り、育てる行動に自主的、主体的に取り組む区民、団体を増やしていくため、担い手となる人づくりを進めます。

(1)-2-1

みどりの活動員による活動の推進

継続

[課題]

みどりの活動員制度は、区民協働によるみどりの保全と創出を推進するため、旧来の緑化協力員制度の発展形として平成22年度に創設した制度です。民間緑地の維持管理やみどりに関する知識の普及啓発活動に自主的に取り組む区民・活動を区が支援するもので、率先して活動に取り組む区民・団体を増やしていくことが必要です。

取組み

- ・みどりの活動員制度を普及していくため、みどりの活動員による維持管理支援等の活動を、広報紙等を通じて紹介したり、植木市等のイベントなどで活動員による活動成果の発表を行うなど、みどりの活動員の取組みに関する情報発信を進めます。

(1)-2-2

ビオトープに関する学習会の実施

継続

[課題]

区では、「生きものと共生する都市」をめざし、公園などに生きもののすみかとなる「ビオトープ」を設けています。また、ビオトープづくりに必要な知識を区民が学び、実践するための学習会を開催しています。しかし、ビオトープの管理方針が明確となっておらず、「ビオトープ」の概念や区内のビオトープの存在も区民に十分知られていないといった課題があります。



ビオトープに関する学習のようす

取組み

- ・区立公園のビオトープ等を拠点に、ビオトープづくりに必要な知識を学び、実践する取組みを継続し、ビオトープづくり・管理の担い手を育てます。
- ・こうした活動を通じて得られたビオトープの管理に関する成果をまとめ、他の施設におけるビオトープの管理に反映していきます。

(1)-3 緑と水を育てる活動を推進します

緑と水を守り、育てる区民や事業者の活動をさらに推進していくため、活動の場や機会の充実、活動の支援、優良事例の紹介・表彰などを進めます。

(1)-3-1

緑のカーテンプロジェクトの推進

継続

[課題]

夏に日当たりのよい窓辺にヘチマやゴーヤなどのつる植物を育てる「緑のカーテン」の設置を、区の施設などで進めていますが、設置場所が限られています。住宅や事業所などに設置を広げていくとともに、区民協働で緑のカーテンの育成に取り組んでいくことが必要です。

取組み

- ・モデルとなるよう区有施設が率先して緑のカーテンの設置を進めます。
- ・みどりの活動員、アドプト・プログラム等と連携して、区有施設の緑のカーテン等の育成・管理を進めることを検討します。
- ・緑のカーテンを住宅や事業所に広めていくため、広報、イベント・講習会等を通じて設置方法を普及していきます。



高輪地区総合支所の緑のカーテン

(1)-3-2

アドプト・プログラムの推進

継続

[課題]

港区では、地域の方々と港区と一緒に道路・公園の花壇・植栽の管理、清掃、公園等の安全パトロールなどに取り組む「アドプト・プログラム」を進めています。このような活動をさらに推進するとともに、主体的な活動を促す人材を増やしていくことが必要です。

取組み

- ・区の広報、事業者団体への広報等を通じて、区民や事業者にアドプト・プログラムを周知していきます。
- ・活動団体が情報交換、交流できる場の確保やプラットフォームの形成を検討し、活動団体の主体的活動を支援します。

[課題]

民間建築物の緑化施設のうち特に優れたものを表彰する「港区みどりの街づくり賞」を通じて、広く緑化についての普及啓発を進めています。しかし、主に緑化計画書制度の対象施設から選考しているため、大規模施設の緑化事例が多くなっており、住宅などの小規模な緑化事例を表彰、紹介していくことが課題となっています。また、景観形成の視点から緑や街並みと調和した優れた事例を紹介していくことも重要です。

取組み

- ・緑化についての普及啓発を図るため、「港区みどりの街づくり賞」を継続します。
- ・街中の緑の充実を進めるため、区民や事業者が育ててきた小規模な緑化事例を対象に、良好な緑化事例を広く紹介する制度を検討します。
- ・景観の面で優れた事例を紹介する「(仮称)港区景観街づくり賞」を創設します。



平成22年度受賞「芝浦ルネサイト」
(芝浦三丁目)



平成22年度受賞
「始弘ビル」
(南青山五丁目)



平成21年度受賞「F邸」
(南青山二丁目)



平成20年度受賞「普連土学園」
(三田三丁目)

(1)-3-4

事業者、NPO、公益法人等との協働

新規・重点

〔課題〕

近年、CSR(企業の社会的責任)の一環として、社会貢献活動に取り組む事業者が増えています。区内でも、子どもたちの環境学習の場としてビルの緑化スペースを提供したり、区立芝公園の区民交流ガーデンの活動を協働パートナー企業が支援するなど、事業者との連携、協働が緑の分野でも活発になっています。また、NPOや公益法人と区民、事業者との協働など、多様な協働が進んでいます。

緑と水の保全・創出を進めていくため、このような活動と並行して、区民、事業者をはじめ、様々な人や組織との連携、協働をさらに発展させていく必要があります。



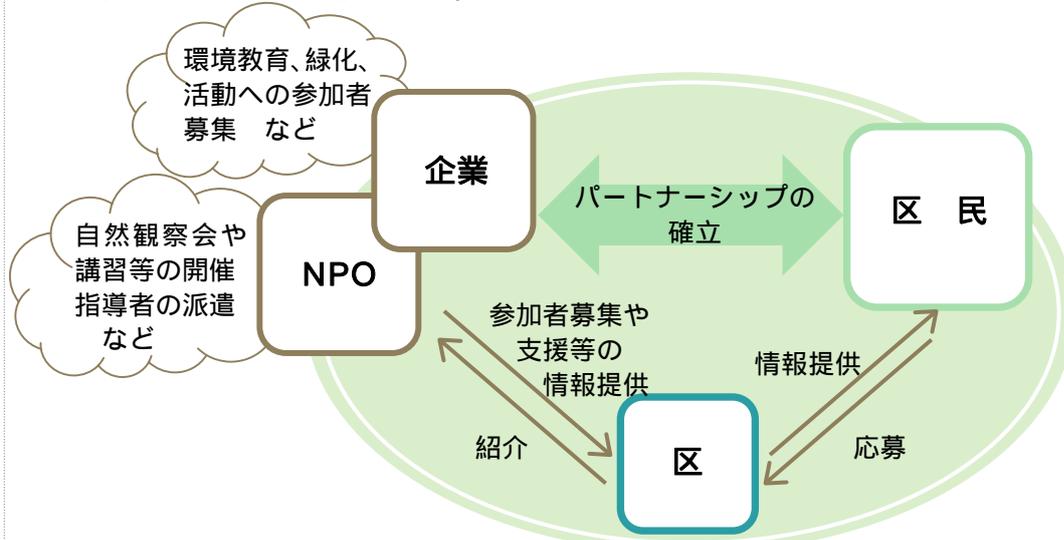
企業が屋上緑化で設けた畑でイモ掘りをする園児たち



エコ・プラザにおける「企業と環境展」パネル展示(平成21年度)

取組み

- ・民間敷地の緑地を活用した環境学習や農業体験、区民の緑化活動への支援(資材・種苗等の提供)など、事業者の社会貢献活動と連携した取組みを推進します。
- ・緑と水の保全・創出における連携、協働をさらに発展させるため、協働のパートナーを拡大し、NPOや公益法人等と連携して区民、事業者の活動を支援していく新たな仕組みづくりを検討します。



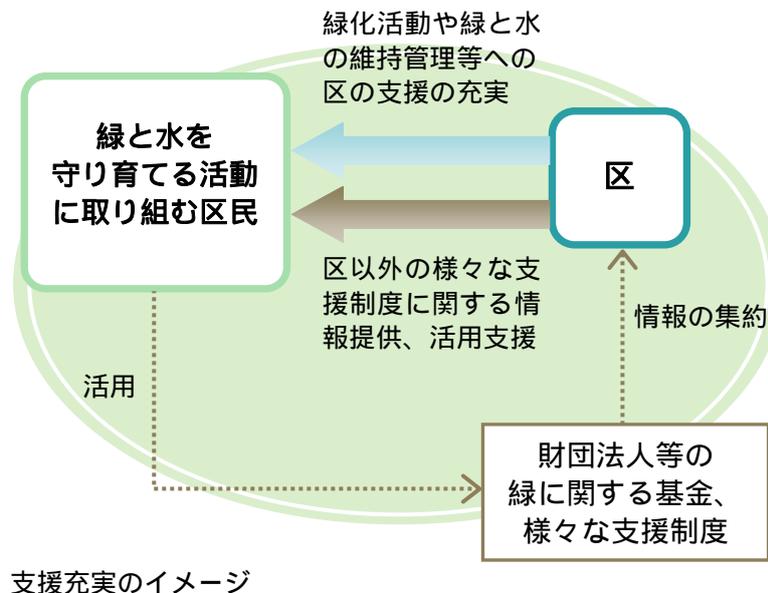
協働のパートナーシップ構築のイメージ

〔課題〕

区民、事業者との連携、協働をさらに拡大していくためには、財政的支援の充実が必要であり、一貫した方針に基づく柔軟な支援を実現していくために様々な支援制度の活用を検討する必要性も高まっています。

取組み

- ・ 区民、事業者等による緑化活動、緑と水の維持管理、普及啓発の取組み等に対する支援を進めるとともに、支援のさらなる充実を検討します。
- ・ 既存の樹木、樹木の保全や、区民や事業者による様々な緑化活動の支援の充実に向け、財団法人等の緑に関する基金など、区の財源以外の様々な支援制度の活用を検討します。



(2) ゆかりの緑と水を大切にしよう

(2)-1 ゆかりある緑を保全します

斜面緑地や大木など、長い時間をかけてはぐくまれた緑の保全を進めます。また、樹林や樹木の保全を進めるため、所有者への支援を充実します。さらに、緑と水を量だけでなく、生きものの生息・生育への配慮、景観形成など質にも着目して保全・創出していくため、開発事業者等と連携して、良好な環境を有する緑と水の積極的な保全、質の向上に取り組みます。

(2)-1-1

小規模緑地・大木の保全

新規・重点

[課題]

区内では、住宅地、商業・業務地などにも小規模緑地（主に樹林地）が残されていますが、開発事業や建物の建替え等に伴って、近年、既存の樹林地の減少や細分化が進んでいます。また、大木についても、開発事業や建物の建替えに伴う伐採のほか、根上がりによる塀などの損傷、伸びた枝による電線への支障等、管理が負担となって伐採されることもあり、適切な管理方法を区民に普及していくことも必要です。

取組み

- ・緑化計画書制度の運用を通じて、既存の樹木や樹林の保全を進めます。
- ・斜面緑地など、生きものの生息・生育環境の保全、景観の形成、湧水の涵養などに重要な小規模緑地について、保護樹木・保護樹林の指定(2)-1-2参照)、都市緑地法の制度活用(特別緑地保全地区²⁹、市民緑地³⁰等)などを通じて保全を進めます。
- ・開発事業や建物の建替え等に際して、斜面緑地をはじめとする小規模緑地を保全していくため、緑化計画書制度の運用を通じた緑と水の質の保全・向上を進めます(2)-1-3参照)。
- ・樹木の伐採を防ぎ、良好な生育を促していくため、適切な剪定方法や、根上がり、電線への支障等のトラブルへの対応方法、樹木の維持管理に関する相談先などを示したパンフレットを作成する等、樹木の維持管理方法について区民への情報提供を進めます。



保護樹木(白金台一丁目)

²⁹ **特別緑地保全地区**: 都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為を制限することで現状凍結的に緑地を保全する制度(都市緑地法 第12条)。指定された土地では建築行為、造成などの行為が制限されるが、固定資産税の減免などの税制面での優遇措置がある。また、土地所有者は行政に土地の買取りを申し入れることができる。

³⁰ **市民緑地**: 土地所有者等と地方公共団体などが契約を締結して緑地や緑化施設を地域の人々が利用できるように公開する制度(都市緑地法 第55条)。契約の内容に応じて、土地所有者等は固定資産税の減免などの税制面での優遇措置、地方公共団体などからの維持管理の支援を受けられる。

【課題】

樹木、樹林の保全をより確実なものとしていくため、区では港区みどりを守る条例に基づき、保護樹木・保護樹林を指定しています。しかし、保護樹木・保護樹林は、所有者の申出により指定の解除が可能であるため、開発事業や建築などの際に指定解除、樹木の伐採が発生しています。

また、剪定、落ち葉の清掃、病虫害への対応など、維持管理の負担も課題となっており、所有者の負担を軽減していくことが必要です。

取組み

- ・保護樹木・保護樹林の指定地を広報紙等で紹介するなど、保護樹木・保護樹林制度の普及啓発を進めます。
- ・環境保全、景観形成等の観点から特に重要で保全を強化すべき保護樹木・保護樹林について、平成21年度に創設された特別保護樹木・特別保護樹林³¹に指定することを検討します。
- ・保護樹木・保護樹林の所有者の負担を軽減し、指定を継続していくため、樹木医による定期診断への助成、区民や事業者等との協働による清掃支援、樹木・樹林の管理方法に関する情報提供など、所有者への支援の拡充を検討します。
- ・区民が自由に樹林内を散策できる等、保護樹林が区民に積極的に公開されている場合について、特別保護樹林への指定、都市緑地法の市民緑地制度の活用、もしくは区による維持管理支援など、所有者の負担軽減につながる支援策を検討します。



保護樹林(赤坂八丁目)

³¹ 特別保護樹木・特別保護樹林：港区みどりを守る条例に基づく保護樹木・保護樹林の中でも、区のみどりの象徴としてふさわしいものを特別に保護し、育成するための制度。

(2)-1-3

緑化計画書制度を通じた緑と水の質の保全・向上 **新規・重点**

【課題】

区では緑化計画書制度により、敷地面積250㎡以上の開発事業・建築に一定の緑化を義務付けています。この制度は、敷地が大きく、建物が大きくなるほど求める緑化面積が大きくなる仕組みをとっており、緑の乏しかった商業・業務地に緑が増えるなど、区の緑の増加に貢献しています。しかし、開発事業等に際して既存の緑が大幅に減少したり、まとまった樹林が修景的な樹木植栽に変わるなど、質の面で異なる緑が創出されることがあります。

生きものの生息・生育環境の保全、斜面緑地などのまとまった緑がつくる景観の保全など、現在ある緑が持つ様々な効用を保全していくため、緑と水の質を保全、向上させていくことが求められています。

取組み

- ・開発事業等に際して既存の緑が減少することで影響を受ける、生きものの生息・生育環境の保全、景観形成、ヒートアイランド現象の緩和、雨水浸透の機能を保全するため、緑と水の質の保全・向上を誘導していきます。
- ・具体的には、本計画の計画期間前期は、特に緑化計画書制度の対象となる敷地に斜面緑地などのまとまった樹林がある場合について、緑化計画書制度の運用の中で次の事項を要請し、質の高い緑化、水循環系の保全を誘導していきます。また、これらの措置の要請に関する手引き等の作成を検討します。
 - 樹木・樹林の保全、敷地内の移植、移植可能で再利用の価値の高い樹木の活用
 - 大木、樹林の育成につながる植栽空間の確保
 - 在来種、野鳥や昆虫等が利用する植物等、区の環境に適した多様な植物の利用
 - 建物や舗装面への直射日光を防ぐ緑化
- ・本計画の計画期間後期には、生態系保全、水循環系の保全、ヒートアイランド現象の緩和等の側面から、開発事業以前の状態と開発計画を比較して、失われる機能とそれを補う（代償する）措置とを比較評価する手法を検討し、より具体的な措置の要請を行う制度構築を進めます。また、開発・建築計画に着手する前の段階ですでに樹林が伐採されていた敷地への対応についても、検討を進めます。

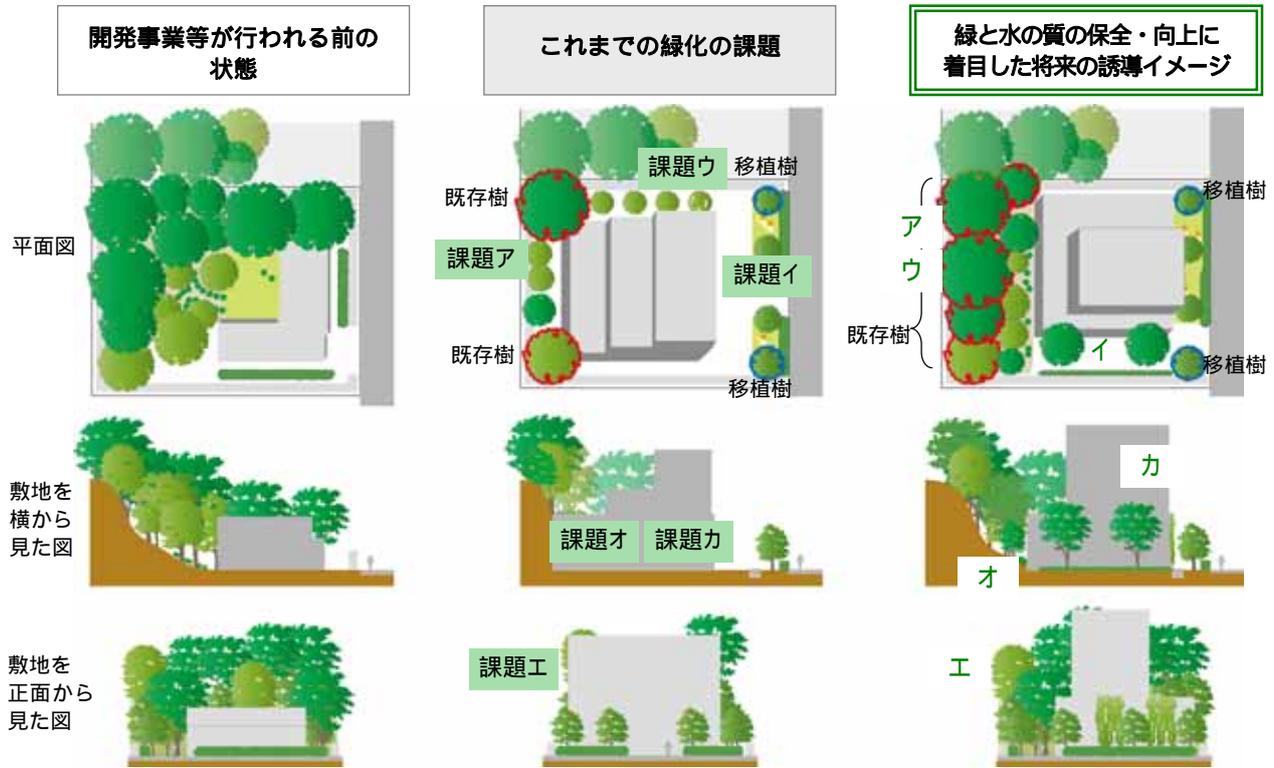
斜面緑地における緑と水の質の保全・向上の課題と誘導イメージ

港区におけるこれまでの取組み

区では、緑化計画書制度に基づき、開発事業や建築が行われる際に、敷地面積に対して一定の緑化面積を確保するよう指導をしています。その際には、既存の樹木の保護や敷地内での移植による活用、地上に緑を増やす緑化の誘導、景観形成や生態系への配慮についても指導してきました。

今後は、特に斜面緑地について、これらの質に着目した緑化の誘導をさらに充実させるため、質をどのような状態に維持、向上させていくかを明確にし、緑化計画書制度をはじめ、将来的には景観計画など様々な手法を通じて、緑化を誘導していくことが必要です。

斜面緑地における将来的な緑と水の質の保全・向上の誘導のイメージ



課題ア

既存の樹木・樹林の伐採

- ➡ **ア. 樹木・樹林の保全、敷地内の移植、移植可能で再利用の価値の高い樹木に対するグリーンバンク制度（(4)-1-4 参照）の活用促進**

課題工（特に斜面緑地）

建替え等による斜面の造成による緑地のまとまり、連続性の喪失、建物の背後に隠れることによる景観機能の低下

- ➡ **工. 斜面緑地のまとまり・連続性の保全が景観資源として人の目に触れるようにするデザイン、建物配置の配慮**

課題イ

生きものの生息・生育環境、景観形成を担う高木や樹林から、中低木、草花、芝地などの修景的な植栽、屋上緑化への転換

- ➡ **イ. 大木、樹林の育成につながる植栽空間の確保**

課題オ

（特に斜面緑地、洪積台地上の樹林地）地表面が建物、舗装で覆われることによる雨水の浸透機能の低下

- ➡ **オ. 開発前と同量もしくはそれ以上の雨水浸透量を確保できる緑地の確保、浸透施設の設定**

課題ウ

植栽される植物の種類の単調化、多様性の低下

- ➡ **ウ. 在来種、野鳥や昆虫等が利用する植物等、区の環境に適した多様な植物の利用**

課題カ

地表面が建物、舗装で覆われることによるヒートアイランド現象の助長（地表面被覆の人工化）

- ➡ **カ. 建物や舗装面への直射日光を防ぐ緑化（高木等による緑陰形成、壁面緑化など）**

(2)-2 健全な水循環系を保全・構築します

健全な水循環系は、地上に降った雨が地面に浸透し、地下を流れて湧水から地上に出て、河川、海へと流れていくことで保たれます。この一連の流れの中でも特に重要な雨水の浸透促進と、雨水の出口となる湧水地の保全を進めます。

(2)-2-1

湧水地の保全

新規・重点

[課題]

都市化によって地表面が建物、舗装などの構造物で覆われ、雨水が地下浸透しにくくなっており、湧水地における湧水量の減少、枯渇が懸念されます。また、湧水地の保全をはじめ、健全な水循環系を保全・構築していくため、これらの課題への区民の関心を高めていくことも必要です。

取組み

- ・ 現在も一定の流量がある湧水地を対象に、具体的な対策立案に必要な湧水の流量に関する基礎データを得るため、定常的な流量調査の実施を検討します。
- ・ 湧水の集水域における雨水の浸透を促進するため、集水域を中心に湧水保全地区の指定及び地区内の雨水浸透施設設置への助成の拡充、樹林地の保護樹林指定等を検討します。



(2)-2-2

雨水浸透施設の設置促進

継続・重点

[課題]

健全な水循環系を保全するとともに、都市型水害対策を進める観点から、雨水の地下浸透を促進する必要があります。

取組み

- ・ 区有施設への雨水浸透設備の設置を進めます。
- ・ 区民、事業者に向けて、雨水浸透施設設置助成等の周知を進め、通常のますから浸透ますへの転換を促すなど、雨水浸透施設の設置を促進します。
- ・ 雨水貯留施設を設置する場合には、雨水流出抑制施設設置計画の申請時等に貯留水の散水利用を設置者に要請していきます。



浸透ます(上)と浸透トレンチ(下)

(2)-3 古川、運河の水環境を向上します

区を代表する水辺空間である古川、運河の環境をよりよいものとしていくため、水質改善をはじめ、総合的な水環境の向上を進めます。

(2)-3-1

古川の水質、水環境の向上

継続・重点

[課題]

古川では、流域において市街化により雨水の地下浸透が減少したことや、下水道の整備により雨水が直接下水に流れ込むようになったことなどを背景に、川の流量が昔に比べ減少しています。流量が少なく、水が滞留しやすい状況は、水質悪化の要因となります。このため、落合水再生センターからの下水高度処理水、地下鉄からの浸出水の放流によって流量の確保に取り組んできた結果、近年は概ね環境基準を達成しています。

しかし、大雨の際に、汚水と雨水を1本の管で流す合流式下水道から下水が流入する状況があるとともに、春季及び夏季についてBOD³²値が上昇する傾向にあり、通年で良好な水質の確保に努めていく必要があります。また、区が主体となった取組みが十分行われていないことも課題です。

取組み

- ・東京都と区が協力してすでに行っている下水高度処理水、地下鉄からの浸出水の放流による維持用水の確保、東京都による合流式下水道の改善等の対策を継続的に進めるとともに、今後は東京都とともに水質浄化にも取り組みます。
- ・「渋谷川・古川河川整備計画」(平成20年 東京都策定)に基づき、古川の水量確保と水質改善、親水空間の創造、沿川の都市景観の向上等に向けた取組みを、東京都や上流の渋谷区と協力して総合的に進めます。



古川に導入されている下水高度処理水、地下鉄からの浸出水の流れ

³² BOD：生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略で、微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素の量を示す。河川の水質を測る代表的な指標で、値が大きいほど有機物による水質汚濁が著しいことを表す。

(2)-3-2

運河の水質、水環境の向上

継続

【課題】

芝浦港南地区を縦横に流れる運河は、港区のウォーターフロントの象徴ともいえるべき存在です。しかし、大雨時に下水の氾濫防止のため、汚水を含む下水が川や海に直接放流されることによって生じる水質の悪化が課題となっています。これまでも東京都が雨天時の下水をより多く水再生センターに送水する下水道管の整備、白色固形物やごみの流出防止対策として雨水吐口へのろ過スクリーンの設置などを進めてきました。

現在も調査地点5箇所中4箇所水質の環境基準値が達成できておらず、引き続き水質改善に向けた取組みを進めていく必要があります。

取組み

- ・ 運河の水質汚濁を防止し、水質の改善を進めるため、東京都と協力して運河の水環境向上に向けた取組みを進めます。



【参考図】芝浦地区の対策イメージ

出典：東京都下水道局「新・合流改善クイックプラン」

(3) ふれあいともてなしの緑と水を創り出そう

(3)-1 にぎわいあふれる公園をつくります

都市の環境改善、防災、景観形成、レクリエーションの拠点となる場である公園・緑地を、より一層緑と水に親しめる場としていくため、すでにある公園の再生、公園を活用したにぎわいの創出、環境改善、防災に関わる機能の向上を進めます。また、引き続き公園・緑地の整備に努め、特色ある公園づくりを進めます。

(3)-1-1

区民の生活スタイルに合わせた公園、児童遊園の再生

継 続

[課題]

港区では、まちづくりの進展によって、公園の周りの住宅地が商業・業務地に変わったり、集合住宅建設によって子どもが増加したりするなど、様々な変化が生じています。このため、児童遊園であっても大人や高齢者が休息できる場としていくことや、人口が増加している地域を中心に子どもに多様な遊び場・学びの場を提供していくことなど、変化する公園、児童遊園へのニーズに対応していく必要があります。

取組み

- ・子どもの遊びや環境学習、高齢者の健康づくりに役立つ公園、地域の特性を生かした公園など、区民の生活スタイルに合わせて公園の機能を見直していくため、区民協働による再生計画づくり、公園改修を進めます。



公園再生の例（港南公園 左：改修前、右：改修後）

(3)-1-2

区民、事業者と連携、協働した公園のにぎわい創出

継続・重点

【課題】

公園・緑地を区民が緑と水に一層親しめる場としていくため、公園・緑地をまちづくり、区民・事業者の協働の場として活用していくことが求められています。

取組み

- 公園をより楽しく、まちのにぎわいを生み出す拠点としていくため、公園におけるアドプト・プログラムを推進するとともに、区民、事業者等と連携、協働してイベント開催や環境学習、ビオトープの管理、プレーパーク（冒険遊び場）、ドッグランの設置・運営に取り組んだり、区民が主体となった公園の管理・運営活動を進めるなど、公園の活用を進めます。



プレーパーク

区民協働による有栖川宮記念公園の
管理・運営活動

〔課題〕

港区では、公園・緑地が依然として不足しています。また、開発事業等に伴って設置される公園、児童遊園には小規模なものが多いことから、周辺の公園、児童遊園との役割分担を考え、特色を持たせていくことが必要です。

取組み

- ・ 緑と水の拠点であると同時に、区民等の憩いや休息、遊び、運動の場となる公園・緑地を充実させていくため、開発事業等のまちづくりと連携して、既存の公園の拡充や新たな公園等の確保を進めます（芝浦公園ほか）
- ・ 区民の意見を反映しつつ小規模公園一つひとつに特色を持たせて機能を分担し、一体となって様々な魅力を提供していくよう公園等の整備を進めます（南青山四丁目児童遊園、芝大門二丁目児童遊園ほか）

特色ある公園づくりのイメージ（「港にぎわい公園づくり基本方針」より）



くつろぎ・やすらぐ公園

港区で暮らし、働く人々が休息・リフレッシュの場として日常的に使う公園



遊び・集う公園

日常生活の中で、子どもが遊んだり、大人が軽い運動をしたり、自由な活動を楽しむ公園



多様な利用を楽しむ公園

くつろぎ、遊び、自然・文化・歴史、スポーツの中から複数の要素を併せ持つ公園



自然・文化・歴史に親しむ公園

港区の緑や水辺、生きものなどの自然や文化、歴史に落ち着いた雰囲気の中でふれあえる公園



スポーツ・運動を楽しむ公園

野球、テニスなどのスポーツ、あるいはドッグランなど、アクティブに体を動かすことを楽しむ公園

(3)-1-4

都市計画公園の整備推進

継続

【課題】

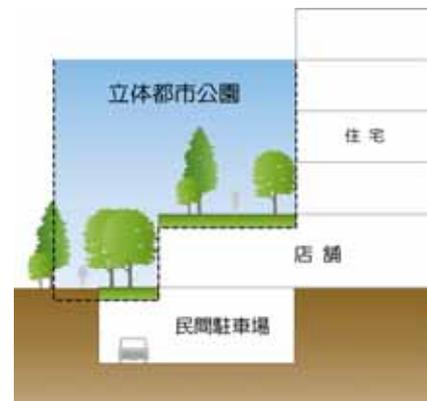
区内には未整備の都市計画公園が約64haあります。このなかには、増上寺や青山霊園など、「ふれあえる緑・オープンスペース」となっているところも多く含まれますが、用地取得が困難などの理由により整備が進んでいないところもあります。

取組み

- ・都市計画公園三田台公園の整備を促進します。
- ・未開設の都市計画公園の整備を促進するため、優先整備区域の見直しを進めます。
- ・整備の促進に向け、立体都市公園制度など、整備手法の検討を進めます。また、特許事業³³、民設公園制度など民間による整備手法についても東京都と検討していきます。

立体都市公園制度

都市公園の区域を立体的に定めることにより、土地の有効利用と都市公園の効率的な整備を図る制度。これにより、人工地盤上部に都市公園を設置する等、他の施設と都市公園を一体的に整備できる。



出典：国土交通省資料

民設公園制度

都市計画公園区域などにある企業グラウンドや屋敷林などの民有地等のみどり・オープンスペースを「公園」として民間により整備・管理を行う制度。



出典：「都市計画公園・緑地の整備方針」(東京都・特別区・市町)をもとに作成

³³ **特許事業**：都市計画法第59条第4項の規定により、民間事業者が都道府県知事の認可を受けて、公園などの都市計画施設の整備に関する事業を行うもの。

【課題】

公園等は区民にとって身近な防災活動拠点の一つであり、一時的な避難生活や復旧活動の場として利用される可能性があることから、こうした利用に対応した施設の充実が必要です。

取組み

- ・災害発生時等に身近な公園が一時的な避難生活や復旧活動の場として役立つよう、災害用トイレ、かまどベンチ、雨水貯水槽等の施設の整備等による生活用水の確保を進めます。
- ・都市型水害対策として、雨水浸透施設、雨水貯水槽、透水性舗装の設置等を進め、まちの安全・安心に貢献していきます。



区立芝公園の地下に設置された雨水貯水槽



雨水貯水槽の内部

(3)-1-6

環境に配慮した公園づくり

継続

【課題】

豊かな緑、水辺を有する公園等が、都市環境の改善に資する緑と水の拠点として機能していくよう、ヒートアイランド対策、生きものの生息・生育への配慮等を進めていく必要があります。

取組み

- ・公園等におけるヒートアイランド対策として、高木の育成、裸地の芝生化・草地化などによる緑被地の創出、水面の確保、貯留した雨水を利用した舗装面への散水、太陽光・風力等の自然エネルギーの活用などを進めます。
- ・多様な生きものが生息・生育する環境を保全するとともに、公園等が区民の身近な自然とのふれあいの場となるよう、草地や樹林地などの多様な環境の確保、野鳥や昆虫の餌となる植物の植栽、子どもたちが自然とふれあい学ぶ場となるビオトープづくりや田んぼづくりなどを進めます。

環境に配慮した公園づくりのイメージ（「港にぎわい公園づくり基本方針」より）



(3)-2 緑の豊かさが感じられるまちをつくります

区民が身近にふれあえる緑と水を充実させていくため、道路や公園、公共施設の緑化を進めます。また、区民、事業者と連携、協働して、民有地における敷地や建物の緑化を進め、緑の豊かさが感じられるまちづくりを進めます。

(3)-2-1

フラワーランド計画の推進

継続

[課題]

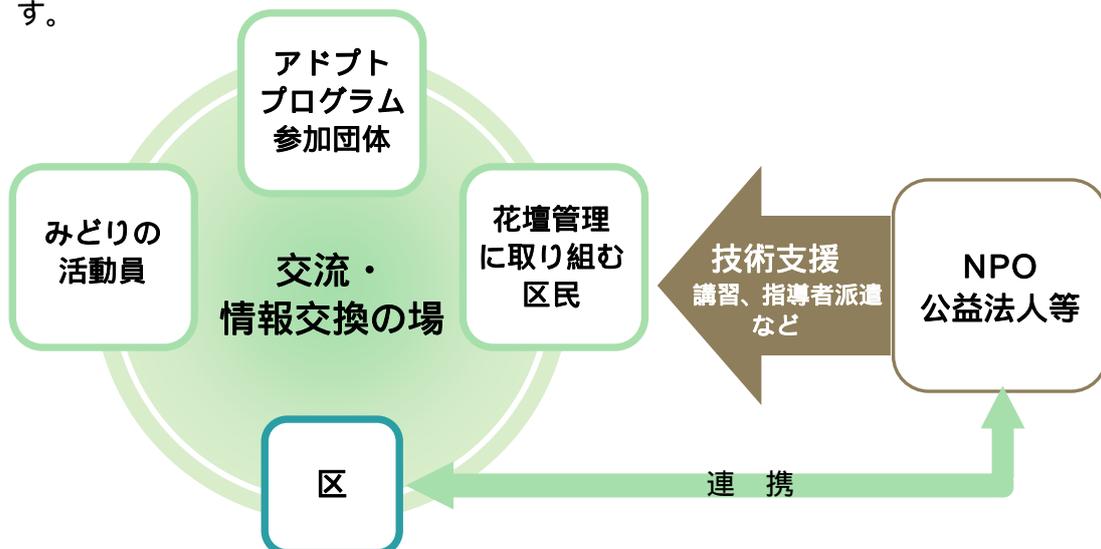
人通りの多い道路や公園、公共施設のまわりなどを四季折々の草花で彩り、アドプト・プログラムなどを活用して区民や事業者と協力して管理する「フラワーランド計画」は、近年、参加団体が増加しています。今後も参加団体の増加が見込まれますが、各団体の主体的な活動を促していくことが課題となっています。



アドプト・プログラムを活用した花壇の管理

取組み

- ・道路や公園、公共施設を区民協働で草花で彩り、地域の特色に応じた花のあるまちづくりを進めていくため、フラワーランド計画を推進します。
- ・参加団体の主体的な活動を促していくため、参加団体とみどりの活動員との交流・情報交換の場づくり、NPOや公益法人等と連携した管理の技術支援などを検討します。



交流の場の形成イメージ

(3)-2-2

街路樹の育成、緑量の確保

継続(拡充)・重点

〔課題〕

街路樹は、都市の景観にうるおいを与えると同時に、防災性向上、緑陰によるコンクリート・アスファルトの蓄熱防止や葉の蒸発散作用によるヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化など、様々な働きをもっています。

しかし、沿道に立ち並ぶ建物が高く、幅員が広い幹線道路に、区の花であるハナミズキ(樹高5m程度)が植えられている場合など、一部の道路では街路樹の植栽が必ずしも道路空間に合った緑量の確保、景観形成につながっていない状況があります。また、生きものの生息・生育の視点から、多様な樹種を植えていくことも大切です。

取組み

- ・街路樹を育成し、緑量(緑のボリューム)を増やしていくため、道路の空間構成、その道路の街路樹に求められる機能に適した樹種を選びます。特に広幅員の道路については高木、中木の複層的な植栽を検討します。
- ・街路樹が緑陰の形成、大気の浄化や景観形成、防災などの効用を発揮できるよう、適切な植栽計画、整備、維持管理を進めていくための指針作成を検討します。
- ・アドプト・プログラムなどを通じて、区民、事業者と連携、協働して街路樹の維持管理を進めます。
- ・開花や紅葉、実のなる時期にイベントを開催するなど、街路樹との関わりを通じて、緑を楽しむ機会を増やしていきます。



道路の空間構成に合った街路樹植栽のイメージ

[課題]

区立の小中学校では、すでに緑のカーテン、緑のマットの設置など緑化の取組みを進めていますが、子どもたちが良好な環境の中で活動し、緑と水を通して自然にふれあい、環境を学ぶことができるよう、さらなる緑化の推進が必要です。



区立港南小学校のビオトープ

取組み

- ・学校の緑化を推進するため、区立の学校について緑化可能な空間の調査を進めます。
- ・学校が、環境に対する子どもたちの理解と認識をはぐくむ環境教育の場となるよう、緑のカーテン、緑のマット³⁴をはじめとした学校の緑化、ビオトープづくり等を進めます。
- ・私立の学校や都立高校、大学等に向け、生きものの生息・生育環境の保全・再生やヒートアイランド現象の緩和などの視点から、学校敷地内の樹林の保全、緑化推進への協力を要請していきます。

[課題]

緑と水の保全・創出を進めていくため、区内の緑化を先導する存在として、区有施設が先進的に緑化に取り組んでいく必要があります。

取組み

- ・区有施設の緑化を推進するため、緑化可能な空間の調査を進めます。
- ・そのうえで、壁面緑化、緑のカーテンや緑のマットの設置、接道部の緑化など、緑の豊かさの向上につながる緑化を進め、適切な維持管理に取り組みます。



区役所の屋上緑化

³⁴ 緑のマット：緑化が難しいコンクリートやゴムチップ面でも、緑化が簡単にできる芝生のマット。子どもたちの緑とのふれあいの場として活用できるだけでなく、夏場の地表面温度の上昇を抑制、昆虫など生態系の保全にも役立つ。

(3)-2-5

都市計画諸制度、緑化計画書制度を活用した
環境に配慮した緑と水の創出

継続(拡充)・重点

【課題】

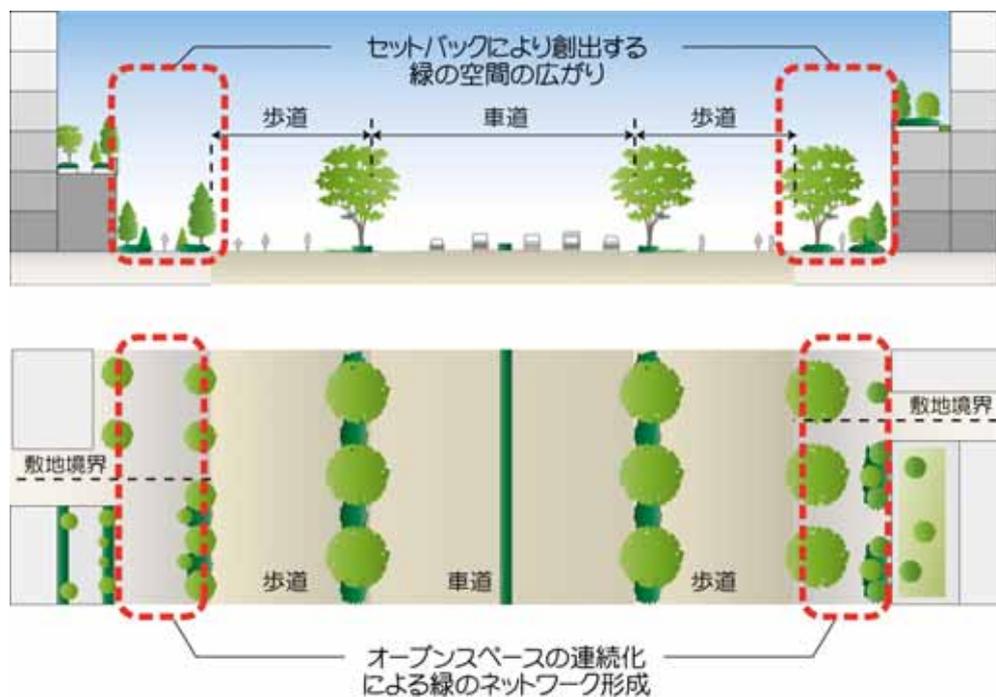
開発事業の多い港区では、都市計画諸制度³⁵を活用して公共、民間の緑地や広場の確保が進められています。こうした緑地や広場の確保に際して、周辺の緑との連続性など、緑と水の保全・創出の視点からアプローチした空間活用を進めていくことが重要となっています。

緑化計画書制度では、主に量(緑化面積)の確保に関する指導は行われていますが、さらにヒートアイランド現象の緩和や生きものの生息・生育への配慮、水循環系の保全など質的な誘導を充実していく必要があります。

取組み

- ・開発事業等によるまちづくり、地区計画など、都市計画諸制度を活用して、新たな緑と水を創出する際に、建物のセットバックによる広がりある緑・オープンスペースの設置、周辺の公園や緑・オープンスペース(公開空地等)と一体となった空間形成、区民の利活用を考慮した施設整備等を事業者にも要請していきます。
- ・地球温暖化やヒートアイランド対策、生きものの生息・生育に配慮した植栽(在来種の活用など)、湧水地の集水域における樹林の保全・育成、周辺の緑との連続性に配慮した緑化など、緑と水の質の向上を図るため、緑化計画書制度における配慮事項を伝える手引きの作成を検討し、事業者にも協力を要請していきます。

建物のセットバックによる広がりある緑・オープンスペース設置のイメージ



参考資料：環境軸推進計画書 環2・晴海通り地区(東京都)

³⁵ 都市計画諸制度：都市開発に関する制度(特定街区、再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区、総合設計)や、都市再生特別地区、市街地再開発事業など。

【課題】

港区では、景観計画を策定し、区民をはじめとする関係者が連携して、良好な景観形成に対する取組みを進めています。その中でも、魅力的な景観をはぐくむために重点的に取組みを進める「景観形成特別地区」を10地区指定しており、各地区の景観形成の目標と方針、景観形成基準に沿って、緑と水の保全・創出に区民、事業者、区が連携して取り組んでいく必要があります。

取組み

- ・景観形成特別地区に指定された区域において、各地区の景観形成の目標と方針に沿って緑豊かなまちづくり、水辺空間を生かした開放感ある景観形成等を進めます。
- ・景観の骨格の一つである斜面緑地について、斜面緑地の連続性、まとまりが残されている地域の景観形成特別地区指定を検討し、現在ある斜面緑地の保全、斜面緑地を生かした景観形成を進めていきます。
- ・各地区の景観形成基準に沿って、建物の外壁や屋上の緑化、街路樹や公園の緑との連続性に配慮したオープンスペースの設置と緑化などを区民、事業者と連携して進めます。

斜面緑地を生かした景観形成のイメージ



(3)-2-7

緑化助成

継続

〔課題〕

区では民有地の緑化を推進していくため、生垣造成、屋上・壁面の緑化への助成を行っています。助成は民有地緑化の推進に一定の役割を果たしており、今後も継続していく必要があります。

取組み

- ・民有地の緑化を誘導していくため、生垣の造成、屋上・壁面の緑化等への助成を継続します。
- ・制度の活用について、広報紙等による情報提供を定期的に行います。



助成を活用して設置された屋上緑化

(3)-2-8

民有緑地の公開

継続

〔課題〕

港区には、江戸時代の大名屋敷や明治・大正時代の財閥邸に設けられた庭園、社寺林など、歴史的なゆかりのある緑、湧水などの自然が残る緑が民有地に数多くありますが、区民にとってふれあいにくい存在となっています。

取組み

- ・歴史的な庭園、湧水や樹林など豊かな自然が残る緑地等の管理者・所有者と区とで公開の日時や管理についての協定等を結んで緑地を公開するなど、民有地の緑と水を地域共有の資産として区民が身近にふれあえる存在としていきます。

(3)-3 水辺の魅力を高めます

古川、運河をはじめとする多様な水辺の親水化、水辺空間の活用、水辺に沿った景観形成を進め、区民が身近に感じられる魅力ある水辺としていきます。

(3)-3-1

古川の親水化

継続

[課題]

古川に親しめる空間を増やしていくため、東京都による護岸改修にあわせて、新広尾公園、白金公園等で親水空間の整備を行ってきましたが、古川を区民が親しみの持てる存在としていくため、今後も取組みを進めていく必要があります。

取組み

- ・古川の整備にあわせて、護岸、隣接する公園や緑地の親水化を進めます。
- ・景観計画の運用を通じて、古川に面する敷地において川に接する場所に緑化を図り、古川に架かる橋や沿川の広場と一体となった地域に親しまれる水辺空間の形成を進めます。
- ・[再掲]「渋谷川・古川河川整備計画」(平成20年 東京都策定)に基づき、古川の水量確保と水質改善、親水空間の創造、沿川の都市景観の向上等に向けた取組みを、東京都や上流の渋谷区と協力して総合的に進めます。



新広尾公園の親水テラス

(3)-3-2

運河・海辺の空間活用の推進

継続(拡充)・重点

〔課題〕

緑と水を生かして臨海部の魅力を高めていくため、区民が運河、海辺に親しめる場や機会を充実させていくことが求められています。

取組み

- ・ 運河を魅力ある空間としていくため、東京都や芝浦運河ルネッサンス協議会³⁶、区民、事業者と連携、協働して、運河沿緑地における花や緑の育成、運河沿緑地やこれと一体となったオープンスペース等の活用など、運河に沿った空間の活用を進めます。
- ・ 景観計画の運用を通じて、運河・海辺に接するオープンスペースの連続性に配慮する、敷地と運河・海辺等の境界を開放性あるものにするなどの景観形成を進めます。
- ・ 芝浦港南、台場地域の海辺の魅力を高め、区民が一層ふれあえる場としていくため、区民・事業者と連携、協働して清掃活動を進めたり、環境学習の場としての活用を進めます。



運河沿緑地の活用例(芝浦コミュニティカフェ
“CANAL CAFÉ”)

³⁶ 芝浦運河ルネッサンス協議会：運河とその周辺のまちづくりが一体となって、地域のにぎわいや魅力等を創出する「運河ルネッサンス」を進めるため、地域の町会や商店会、事業者など、まちづくりに取り組む団体が集まり、運河を活用したまちづくりやイベント等を話し合う組織。

(4) 緑と水をつなごう

(4)-1 緑と水のネットワークをつくります

ヒートアイランド現象の緩和に向けた風の通り道の形成、うるおいある景観の形成、緑あふれる快適な歩行空間の形成など、緑と水が一体となって発揮される様々な機能を高めていくため、緑と水の拠点を結ぶネットワーク、運河に沿った緑地のネットワークなど、緑と水のネットワークをつくります。

(4)-1-1

緑と水を生かした風の通り道、快適な歩行環境 (緑陰)の創出

新規・重点

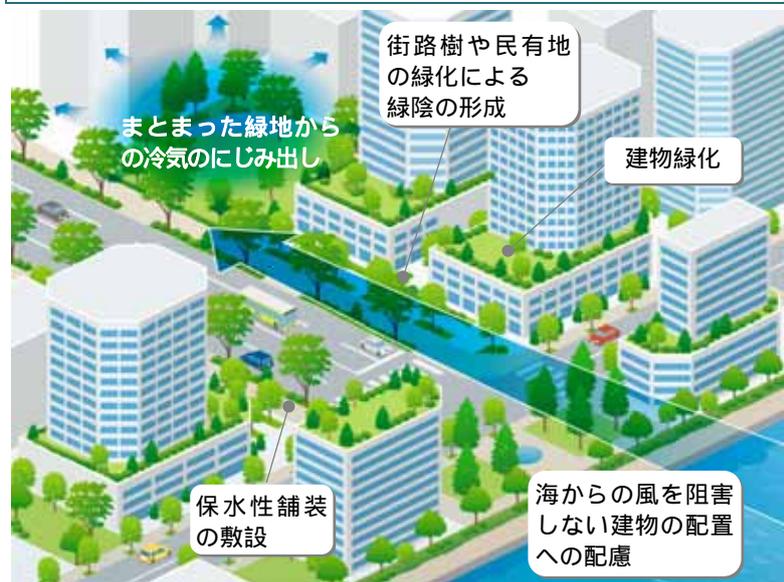
[課題]

ヒートアイランド現象の緩和に向け、風の通り道の形成、緑陰による屋外の快適な歩行環境の創出が急務となっています。そのために、公共空間(道路や公園、道路に面した公共施設)と沿道の民有地が一体となったオープンスペースの確保、緑陰の形成が必要です。

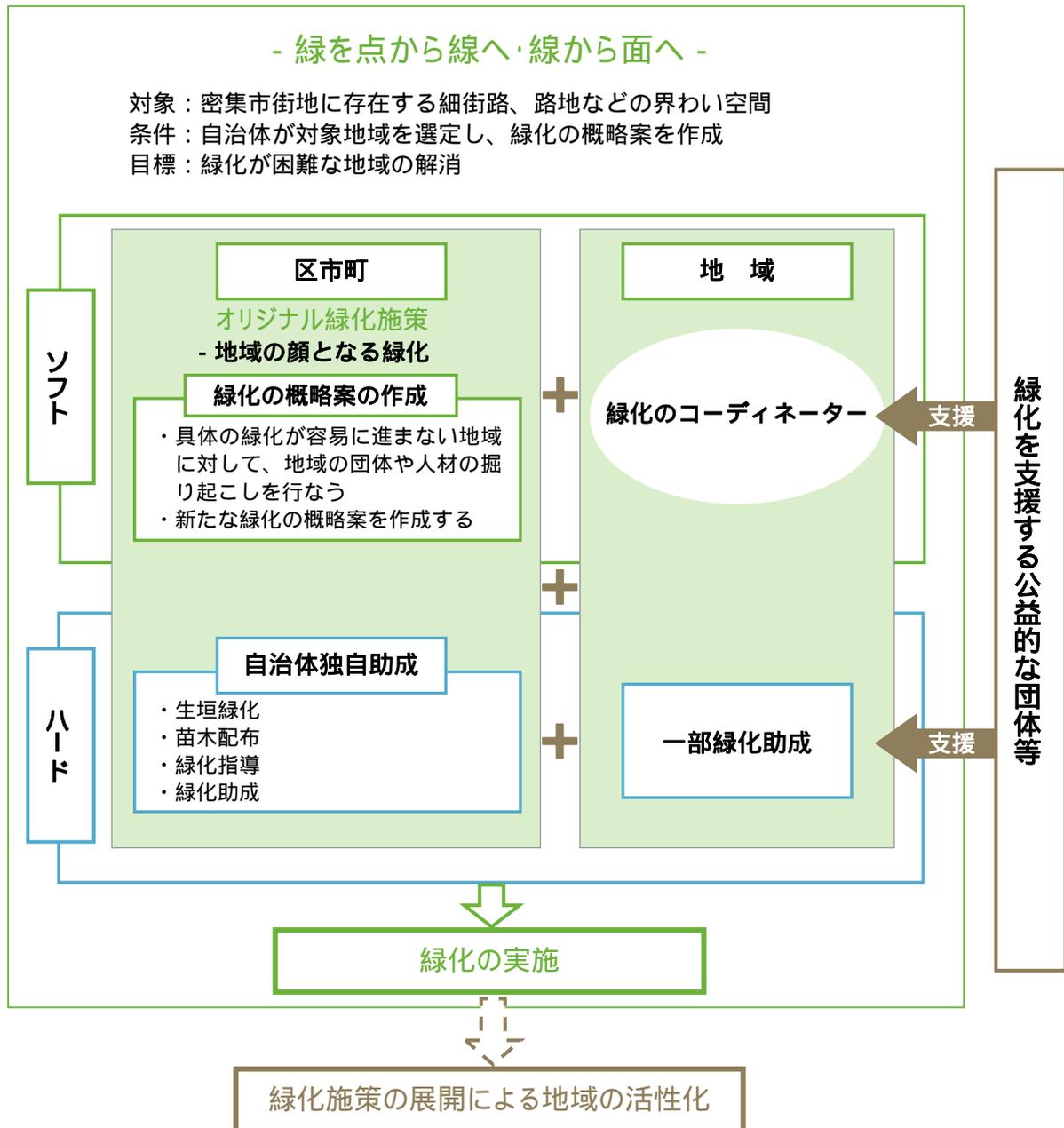
取組み

- ・風の通り道を創出していくため、海風の影響を受ける臨海部や、空気の流れを創出し得る谷筋・尾根筋の幹線道路とその周辺などにおいて、公共用地(道路、公園、公共施設用地)と沿道の民有地が協力して沿道に連続したオープンスペースを設けていきます。
- ・夏でも快適に歩ける屋外環境を創出するため、区内でも夏期日中の気温が高く、緑が少ない地域を中心に、街路樹の育成、沿道の敷地と協力した高木の育成による緑陰形成を進めます。また、塀や建物壁面の緑化による建物からの照り返しの抑制、ひゃっこい舗装(保水性舗装)等をあわせて進めます。
- ・緑が特に少なく、緑化可能な空間に乏しい地域において、敷地の壁際や軒先などの空間を有効に活用し、緑陰の形成やコンクリート、アスファルトの蓄熱を防ぐ緑化を進めていくため、東京都が進める「界わい緑化プログラム」次ページ参照を活用して、公益団体等によるコーディネータ派遣などの支援を受けながら、地域ぐるみで緑を増やす取組みを進めます。

風の通り道の形成イメージ



東京都による「界わり緑化プログラム」の施策イメージ



緑化の実施

緑化施策の展開による地域の活性化

出典：「緑確保の総合的な方針」（東京都・特別区・市町村）

【課題】

運河沿緑地、古川沿いの区立公園、区立緑地は、緑に彩られた水辺の景観形成、散歩やジョギングなどを通じて水辺に親しむ場の形成に重要な役割を果たしていますが、未整備の箇所が残されています。また、整備済みの区間でも、運河に架かる橋によって運河に沿って設けられた散歩道が分断されている箇所が残されています。

取組み

- ・水辺に沿った緑のネットワークを形成し区民が水辺に親しめる空間を充実させていくため、古川や運河に沿った遊歩道の整備、運河沿緑地の連続化、アプローチの向上を進めます。



高浜運河沿緑地（港南四丁目）

(4)-1-3

緑と歴史の散歩道整備

継 続

【課題】

港区には、大名屋敷や明治・大正時代の著名人の屋敷跡に設けられた公園（例：有栖川宮記念公園、乃木公園など）、関東大震災後の復興事業で設置された公園（南桜公園、桜田公園）、社寺と一体となった緑など、歴史的にゆかりのある緑、筈川の跡などかつて川が流れていた道など、区の緑と水の成り立ちを受け継ぐ緑と水の資源が数多くありますが、これらの資源が十分活用されていません。

取組み

- ・緑と水などの自然環境と、寺社、史跡等の歴史的・文化的資源をつなぎ、連続性のある緑と水のネットワークをつくります。
- ・「緑と歴史の散歩道」に沿って、街路樹の育成、緑道の整備、フラワーランド計画を通じた道路・公園への草花の植栽、アドプト・プログラムを通じた維持管理、沿道の区民、事業者と連携した住宅や事業所の接道部を中心とした緑化などを進め、緑豊かな散歩道を形成します。
- ・マップや案内標識などにより、「緑と歴史の散歩道」のコースや、コース沿いの自然や歴史情報提供を進めます。



運河沿緑地の入り口ゲート
(芝浦三丁目)



「歴史と文化の散歩道」(東京都事業)案内板
(高輪二丁目)

[課題]

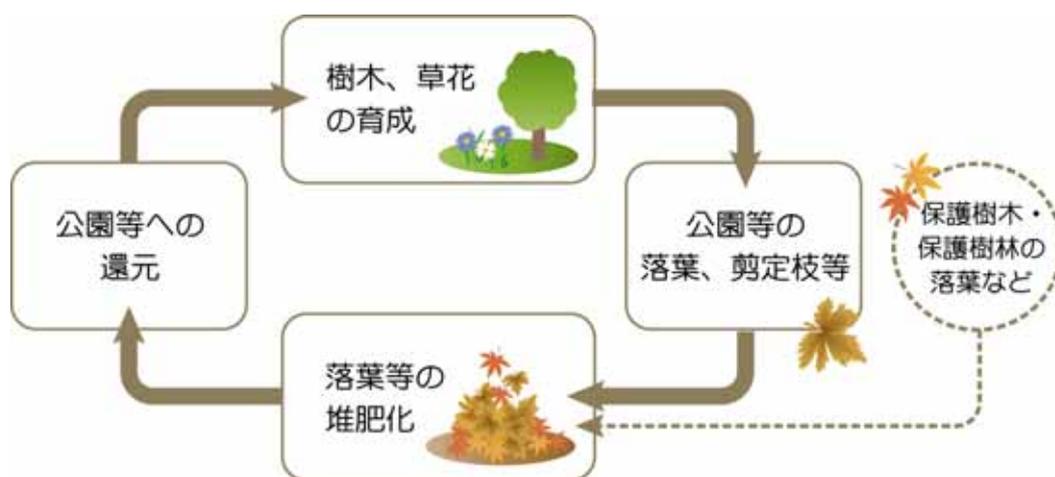
緑を守るため、港区では新築や増改築で撤去しなければならなくなった区内の樹木を区が引き取り、希望する区民にあっせんする「グリーンバンク制度」を運用しています。しかし、状態の良い樹木が提供されないことや、圃場(はたけ)^{ほじょう}の広さや移植の都合上、大きな樹木を引き取りにくいこと、提供される樹木数に対し引き取りを希望する区民が少ないことが課題となっています。

また、公園・緑地、街路樹などから発生する落葉、剪定枝などは、資源としての利用可能性がありますが、一部が廃棄物として処理されています。

樹木そのものをはじめ、落葉、剪定枝など、緑を資源として有効に活用していくことが必要です。

取組み

- ・グリーンバンク制度について、より緑の有効活用につながる制度としていくため、引き取る樹木に関する基準の明確化(希少性の高さ、樹木としての状態など)、引き取った樹木に関する情報提供の充実による圃場を経由しない移植の推進など、制度の見直しを検討します。
- ・道路や公園、公共施設等の緑地の維持管理を通じて収集される落葉、剪定枝、刈芝、除草された草等を堆肥化し、有効活用していきます。
- ・保護樹木・樹林等の維持管理を支援していくため、保護樹木・樹林等で収集される落葉などのリサイクルについても検討を進めます。



落葉等のリサイクルの実施イメージ

(4)-2 生きものがすむ環境を保全・再生します

わたしたち人間だけでなく、多様な生きものがすめる「生きものと共生する都市」をめざし、ビオトープづくり、公園や水辺などにおける生きものの生息・生育環境の保全・再生を進めます。

(4)-2-1

ビオトープづくりの推進

継続

[課題]

全域が市街化した港区には、緑や水辺が少なく、生きものの生息・生育拠点に乏しい地域があることから、公園や学校などを拠点に生きものがすめる環境を充実させていくことが大切です。重要な生物種が確認されている生息・生育拠点についても、生息・生育環境を保全し、よりよい環境としていくことが必要です。

取組み

- ・生きものの生息・生育環境の保全・再生、環境学習の場となる空間の充実を図るため、学校や公園、公共施設等におけるビオトープづくりを進めます。
- ・レッドリストにある重要な生きものが確認されている生息・生育拠点の環境を向上させていくため、まちづくりを通じて拠点周辺において緑を増やしていくとともに、鳥や昆虫が利用する樹木や草花の植栽、在来種の活用などを区民、事業者に要請していきます。



コゲラ



イチモンジセセリ



元麻布三丁目緑地のビオトープ

[課題]

古川や運河では、生きものがすめる環境の充実を進めていますが、護岸によって陸域と水域の生きものの生息空間が分断されている箇所がまだ多くあります。

取組み

- ・東京都と協力して、生きものの生息に配慮した護岸整備、水際への湿生植物の植栽、護岸緑化等を進めます。



カニが生息しやすいように配慮された護岸の例（東京新聞提供）



生きものの生息に配慮して施工された運河の護岸（芝浦四丁目）

(4)-2-3

公園・緑地の維持管理における生きものへの配慮

新規・重点

【課題】

区が平成20年4月から21年6月にかけて実施した港区生物現況調査から、都市化した港区であっても、公園や公共施設・民間施設の緑地などに、レッドリストにある重要な生物種をはじめ、数多くの生きものが生息・生育していることが確認されました。しかし、公園等の維持管理において、動植物の生息・生育に関する配慮は必ずしも十分ではありません。

取組み

- 公園・緑地や水辺に生息、生育する多様な動植物を保全していくため、下記に示す事項をはじめ、生きものに配慮した公園等の維持管理を進めます。

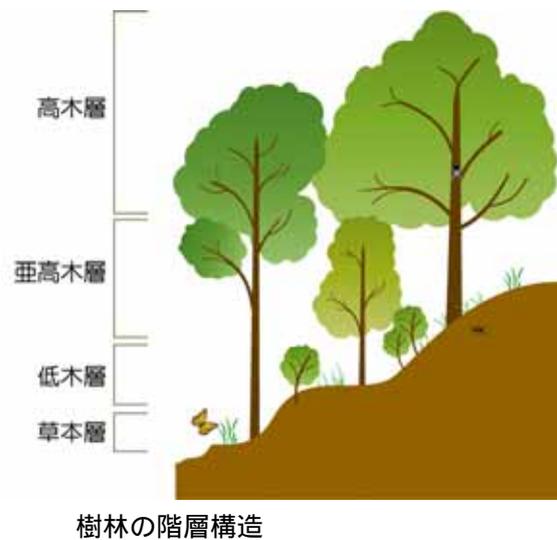
保護すべき野草の刈り取り防止

冬鳥や昆虫の越冬に配慮した下草の刈残し

高木・亜高木・低木等の階層構造が発達した樹林の保全

樹林内の照度確保のための枝打ち・間伐

適切なビオトープの管理 など



(4)-2-4

港区生物多様性地域戦略の策定

新規・重点

【課題】

区では、生きものにやさしい生活都心をめざし、平成3年3月に森と泉の自然回復計画を策定し、ビオトープづくりなどを進めてきました。最新の生物現況調査の結果から、約20年前の調査結果に比べ、鳥類の種数が減少している、外来種が増加しているなど、区内に生息・生育する動植物相の一部に変化が見られたため、現況に即した保全・再生の指針を持つ必要があります。

取組み

- 区民、事業者と連携、協働して、生きものの生息・生育空間の保全・再生、生きものに配慮した緑地の維持管理、生物多様性に関する普及啓発や自然環境の保全を総合的に推進するため、生物多様性基本法及び港区みどりを守る条例に基づき、港区の生物多様性保全及び持続可能な利用に関する基本的事項を定める「港区生物多様性地域戦略」を策定します。

(4)-3 緑と水に関する調査を進めます

緑と水の現況を継続的に把握するとともに、港区緑と水の総合計画の進捗・成果を把握するため、緑の分布、湧水、生きもの、ヒートアイランド現象に関する調査を継続的に実施し、各取組み、計画の見直しに反映していきます。

(4)-3-1

港区みどりの実態調査

継続

[課題]

緑と水の保全・創出に関する取組みの進捗、成果を把握するため、継続的に緑被地の分布、大木や樹林の分布、屋上緑化・壁面緑化の取組み状況など、緑の分布、豊かさを継続的に調査する必要があります。

取組み

- ・ 港区みどりを守る条例に基づき、概ね5年ごとに調査を行い、みどりの現況を把握し、変化の傾向を解析し、みどり環境の充実に向けた施策の充実を図ります。
- ・ 緑被地の分布、大木の分布、街路樹・公共施設・屋上・壁面緑化の現況調査、湧水・地下水の調査を行い、緑被率、みどり率、雨水浸透域率など、調査結果を公表します。
- ・ 緑の生育基盤である健全な土壌（屋上緑化等の人工地盤上の土壌を含む）の保全を進めるため、土壌の持つ機能に関する調査を検討します。

(4)-3-2

湧水に関する調査

継続（拡充）・重点

[課題]

建物や舗装によって覆われた「構造物被覆地」の増加が、湧水の減少、枯渇に影響することが懸念されていますが、湧水に関する定常的な計測データが少ないため、十分な対策をとることができていません。

取組み

- ・ 今後の施策立案の基礎データを得るため、港区みどりの実態調査に合わせ、区内の湧水地の分布、流量を引き続き調査します。
- ・ 流出が認められる湧水について、季節変動とその要因、流量の長期的な変動を把握するため、定常的な流量調査の実施を検討します。
- ・ 実質浸透域の現状を把握するため、流出が認められる湧水の集水域を含む場所等にモデル地区を設定し、実質浸透域を計測します。

(4)-3-3

港区生物現況調査

継続(拡充)

【課題】

港区生物現況調査は、調査が可能な限られた地点でデータを収集しているため、生きものの生息・生育環境の保全・再生に向け、文献を含め、科学的・客観的なデータを充実させる必要があります。

取組み

- ・普及啓発を主目的とした区民協働の生物調査を含め、港区生物現況調査を継続して実施します。
- ・区内の大学等の専門機関と協力した既存調査データの収集や、調査に関する協力関係の構築等を進め、調査データの充実を図ります。

(4)-3-4

ヒートアイランド現象に関する調査

継続

【課題】

区では平成17年度から20年度にかけて区内の気温分布等、ヒートアイランド現象の調査・解析を進めてきました。また、区内各所でひゃっこい舗装の設置、夏期の道路への散水などのヒートアイランド対策を進めていますが、風の通り道、緑陰の創出などの進捗、効果を継続的に把握していく必要があります。

取組み

- ・ヒートアイランド現象の状況と対策効果を把握するため、区内の気温分布や対策実施箇所の気温測定等の調査を検討します。

